

問題にて萬一の行違を避くるため、他の敵對行動は停止するも拿捕權の行使を停止せざる場合には、その旨を休戰規約に特に明規するを望ましとする。

一九一八年の對獨  
休戰規約  
も停止約

一九一九 休戰中の海上捕獲に關しては、第一次大戰結尾の對獨休戰規約にも、第二十六條に『同盟及聯合國はその設定したる現在封鎖は依然之を維持し、且海上に於ける獨逸商船は依然之を拿捕すべし。同盟及聯合國は休戰中必要と認むる程度に於て獨逸への糧食供給に付考慮する所あるべし。』とあり、同様の規定は對獨休戰規約の海戰に關する第二章第五條にもある(但し對土耳其及び對勃牙利の各休戰規約には無い)。この規定の結果として、休戰後に英佛側に於て禁制品積載若くは封鎖侵破の理由の下に拿捕且沒收したる獨逸及び中立國の船も少なからず、その重なるものに獨逸船 *Elbe*、土耳其船 *Souhi*、諸威船 *Rannveig* 等があつた。然るに獨逸としては、休戰と共に海上捕獲權を一切拋棄すべきのみならず、既に拿捕したる中立船は總て解放すべく、その尙ほ捕獲審檢の進行中に係るものは審檢を中止して同じく解放すべきことが規定されてある(第二十條及び第二十九條)。不公平と云へば確に不公平に相違ないが、敗餘の獨逸としては之に屈するの外なかつた。

但し獨逸  
にその  
權を認め

休戰中の  
航空機に  
依る捕獲

一九二〇 以上は休戰中に於ける海上の捕獲に關するものであるが、この理は空中のそれにも適用し、反對の規定なき限りは休戰中とても航空機に依る捕獲は之を行ふに妨げなきものと論じ得るであらう。オッペンハイムは『臨檢及び搜索の權は交戰國の總ての軍艦及び軍用航空機之を行ふことを得。……休戰は戡戰と異なり、而して臨檢の權の行使は作戰行爲でないから、一部の若くは全般的の休戰期間にありても之を行はざるに妨げなきものである。』と説き (Oppenheim II, § 415, p. 605)。その脚註に『尤もこれは一般に認められたる説ではない。例へばオウトフォイユはその著書の第三卷第九十一頁に於て、臨檢の權は全般的休戰期間中は之を行使すべからざるものと論じ、又萬國國際法學會議定の「國際海上捕獲法規」も第五節に於て同様の見解を執つた。』と記してある (*Ibid.*, n. 6)。この脚註は原著者たるオッペンハイム自身が入れたものか、將た彼の死後同書を校訂し第三版として上梓したる Prof. Roxburgh の挿入に係るものか詳ならざるも、兎に角原著者は休戰中の航空機に依る臨檢權は之を適法と肯定したものである。又之を肯定するに理があらう。既に臨檢權の行使を適法と爲す以上は、その臨檢の結果として當然捕獲すべきものと認めたる物件あらば之を捕獲するに妨げなき理である。否らすんば何のために臨檢するのが意味が無い譯であらう。けれども疑惑を避くるためには、休戰規約の中にこの點を確と明規し置くを勝れりとする。

#### 第四項 休戰規約の違反

一九二一 休戰規約は當事者双方共之を誠實に遵守すべきは勿論であるが、稀には故意又は過失に由りてその違反を見るなきを保しない。而してその違反が前線の指揮官の故意又は重大なる過失に由るものであらば、その指揮官が對手に捕はれたる場合には重刑を課せらるべく、又その違反が本國政府の命令に出でたる場合には、國際義務懈怠の重大なる責任問題が生ずる。けれども之とは離れ、一方が違反行爲に出でたる場合に於て他の一方の之に對して執るを得べき權利は如何。之に就ては、或は何等の通告を爲すを要せずして

一方の違  
反行爲に  
對する爲  
利他に

直ちに戦闘を開始するを得べしといひ、或は休戦規約の廢棄を聲明するの權利あるに止まるといひ、學者の所説古來必しも一つなす(Biuntschii, § 695, p. 403; Fiore, *Nouv. Droit Int.*, III, § 1494, p. 361; H. Leck, II, pp. 316-7; Guelle, *La Guerre sur Terre*, I, p. 245 等参照)。米國の一八六三年の『陸戦訓令』には、第三百三十六條に『當事者の一方が何等明規の條件に違反したるときは、他の一方は該休戦規約を無効と宣言することを得。』又第四百十五條には『當事者の一方が休戦規約に明白に違反したるときは、他の一方は之を遵守すべき總ての義務より免る。』とあるのみで、戦闘再開のことは規定してない。

一九三二 陸戦法規慣例規則はこれ等種々の學說例規を折衷し、第四十條に於て『當事者ノ一方ニ於テ休戦規約ノ重大ナル違反アリタルトキハ他ノ一方ハ規約廢棄ノ權利ヲ有スルノミナラズ、緊急ノ場合ニ於テハ直ニ戦闘ヲ開始スルコトヲ得。』と規定してある。この條文の基礎でありしブルッセル宣言案第十一條には單に『當事者の一方に於て休戦規約の違反ありたるときは、他の一方は規約廢棄の權利を有す。』とあるに止まつたが、第一回海牙平和會議に於ては、規約廢棄の權利を生ぜしむる相手方の規約違反は輕微の違反にては不充分である、相手方に些少の違反ありたればとて、それを口實にして規約廢棄を爲さしむるは穩當でない、故に規約廢棄は重大なる違反の場合に限らしむべし、との説が成立し、尙ほ別に、この場合には單に規約を廢棄し得るのみにては足らず、緊急の場合には直ちに戦闘を開始するの權をも認むべしとの説も多數の賛成を得、茲に本條文となり、第二回海牙會議に於ても亦之を踏襲したのである。

一九三三 即ち本規定の下にありては、(一)重大ならざる違反に就ては他の一方は規約廢棄の權利をすら

有せざること、(二)重大なる違反に就ては相手方は規約廢棄の權利は之を有するも、直ちに無通告にて戦闘を開始するの權利までは原則として之を有せざること、(三)直ちに戦闘を開始するを得るのは緊急の場合に限ること、この三法則が律定せられた譯である。尤も何を以て『重大ナル違反』又は『緊急ノ場合』と爲すかは明確に律定すること困難で、要は違反の對手國の主觀的尺度に依りて判断するの外ない。明治三十八年の日露休戦中、露兵は規約に背いて離隔地帯内に入り、糧食を徵發したこと再三ありたるが、我方にては之を以て休戦の一般狀況、格別の影響を及ぼさざる個人的小違反と視、特に故障を申込むことなくしてその儘に黙殺したことがある。

一九三四 以上は休戦規約の違反が前線の指揮官自身又はその本國政府の指揮命令の下に行はれた場合であるが、別にその違反が軍隊としてでなく、兵たると常人たるとを問はず個人の自己の發意にて行はることもある。この場合に關しては、休戦規約そのものは之を無効とせず、單に該違反者の處罰及びその犯行に伴へる損害の賠償の要求に止まること一般の通説で(Hall, § 192, p. 663; Oppenheim, § 239, p. 329)。陸戦法規慣例規則にも第四十一條に『個人ガ自己ノ發意ヲ以テ休戦規約ノ條項ニ違反シタルトキハ唯其ノ違反者ノ處罰ヲ要求シ、且損害アリタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ權利ヲ生ズルニ止ルベシ。』としてある。『自己ノ發意』とは指揮官の指揮命令に由るに非ざるを意味する。但し自己の發意にて行へるものにしても、その行爲が指揮官に依り追認を受けたる場合は自ら別である。之に關しハレックは『個人の行爲は、それが官憲の命令に由るか又は追認を得たるものである場合の外、以て休戦規約を損はない。然れども個人たる犯行者

にして處罰せられず又は引渡されざる場合、及び奪取物件の還附又は賠償なき場合には、該犯行者の行爲は相當の命令の下に行はれ又は追認 受けたるものと法律的に推定するを得べきで、これは公法上の法則である。』と説く(Halleck, II, pp. 318-9)。

## 第二章 戰 戰

### 第一款 講和條約に依る戰戰

#### 第一項 講和條約の調印まで

一九二五 太古にありては、社會の對外的常態は平和でなくして戰闘でありし時代もあつた。外人則ち敵人とし、常時捕へて之を殺戮し、將た之を奴隸にするのが國際の公認的定則たりし時代もあつた。この時代において、交戰の不斷の繼續が自然の現象であつたのである。けれども今日の文明世界にありては、平和が國際の自然の本態で、交戰は不自然の變態である。故に現代にありては、一旦開戰となるも、いつかは平和の再來を見るべきで、隨つて交戰は如何に長引くとも、そは一時的現象に過ぎない。交戰國は或は開戰の目的が既に達成せられたと見るか、劍折れ彈盡きて最早や戰ひ得ずとなるか、將た國民が戰に倦み和を渴望するに至るか、その事情の如何は別とし、孰れにしても早晚平和の回春を見るべきは事實として疑を容れざる所である。ただ問題は、凡そ戰は如何なる手段に依りて收局するかにある。その手段としては、大體に於て正式の講和條約の締結に依るか、和約に依らずして自然に終局となるか、の二者その一を出でない。而し

戰戰は概して講和條約に依る

て現代にありては、後者は稀にあれども常にはなく、戦は什が九までは前者の方式にて段落を告ぐるのを普通とする。

一九二六 講和條約には往々『兩締約國間には將來永久の平和あるべし』といふが如き條句があれど（平時の修好通商條約にも同様の文字は屢々用ひられる）、これは一の枕言葉に過ぎない。講和條約の目的は専ら現在の交戦を終局せしむるにありて、將來の永久平和を保障するためではない。講和條約は現在の交戦を惹起すに至りし双方の權利利益の主張、その他直接間接に戦因たりしものを一旦拭去り、同一の原因にて再び干戈を取らざるべきことを間接に言表はすものなるも、その相約定する條項は締約當事國が將來他の争因にて（又は前争因の多少變形せる事由に於て）再び開戦することあるべき場合に之を妨ぐるものでなく、又妨げ得るものでもない。

一九二七 講和談判は或は交戦國の一方の領土内に於て之を開き、或は中立國の市邑に於てするが如く、時の事情に依りて取捨せられる。交戦國の領土内にて之を開く場合には、講和は概して力盡きて降を敵の軍門に乞ふの趣旨に出づるものであるから、勝者は自ら適當と認むる所に敗者の代表を呼付け、之に講和條件を示して諾否を決答せしむるの意にて、戦勝國の領土内に於て之を開くのを普通とする。その場合には戦敗國の講和談判委員は恰も軍使と同じく、當然不可侵權を有するものとして取扱はれ、戦勝國はその生命の安全を計るに就て萬全の道を講ぜねばならぬ。萬一その身に危害が加へらるるやうなこともあらば、列國の同情はその一事にて戦敗國に轉じ、戦勝國は談判上不利に陥ることあるのみならず、譲らずして可なること

講和條約の性質

講和談判地

戦勝國に來る講和可使節の不

談判地を中立地に擇ぶ場合

講和條約の用語

をも譲らざるを得ざることになる。明治二十八年三月、下ノ關に於ける日清講和談判に於て、我方は先方の講和條件の討議に入るに先だち休戦規約を取結ばんとの要求を拒絶し、先方をして遂にその要求を撤回せしめたが、その會談の歸途、測らずも一兎漢の清國全權李鴻章を襲ふて之を負傷せしむるの暴舉ありたるがため（同月十四日）、我方は一は列國の同情の向背に鑑みて曩の休戦要求拒絶を翻へし、無條件にて三週間の休戦を允許することになつたが如き、まさにその一例である。

一九二八 講和談判地を中立國に擇ぶのは、多くは交戦國双方共に己れ敗者とは考へず（事實的には勝敗歴然たるにもせよ、少なくとも面目上に於て）、互に體面を固持して降らずといふやうな場合に多く見るの例である。この場合には、談判地は双方合意の上、且その選擇する中立國政府の意向をも充分參酌し、その同意の下に之を決定する。明治三十八年の日露講和談判は米國のポーツマスにて開かれたが、その同地に決定せらるるまでには少なからざる紆餘曲折があつた。その始末の詳細は略し、要するに我國は當初は芝罘を然るべしと爲し、後には華盛頓府を提議せんと欲し、講和の斡旋者たる米國大統領ローズヴェルトは初めは奉天と哈爾濱の中間に於ける適當の地は如何と考へ、後には瑞西、更に海牙と轉じ、露國は巴里を望み、紆餘曲折の末ポーツマスとなつたのである。一九二二年末の巴爾幹第一次役の講和談判地も、戦地と全く懸け離れたる中立地の倫敦であつた。

一九二九 講和條約の用語としては、十七八世紀以降、佛語が外交界の優勝劣敗に處して自然に適者となり、國際上に横行闊歩するに至りたる結果として、聯合條約は多くは佛文に依るのが慣例となつた。けれど

も第一次大戦結尾のヴェルサイユ對獨平和條約の正文は英佛併用である。國別條約に至りては古來一層區々で、或は締約國双方の語にて各別の正本を作り、或は第三國の語にて一種の正本を作り、或は締約國双方の語と第三國の語との三種にて作るが如く、その形式は一様でない。締約國各自國の正本以外に第三國の語にて別に一本を作るのは、要するに各自その正本の上に於て字句の解釋を相異にしたるとき、中立の第三國の語にて之を裁決するの意に外ならない。然しながら輒近にありては、條文字句の解釋に關する學者實務者の知識も進み、敢て第三國の語に依らずとも自國又は對手國の語に就て法理上、先例上、その他諸般の點より道理ある見解を立つるに格別不足を感じぬやうになつた關係等で、必しも二種も三種も（二通も三通もではない）條約正本を作るの必要を認めざるに至り、隨つて以前行はれたるこれ等の慣例は次第に廢り、専ら便宜主義に由り既往外交用語として洽く認められし佛文に依るか、或は締約國一方の語に依るか、將た或は最も廣く通用する便宜の他國語を擇んで單一の正本を作るといふに異議を唱へざるのが近代の風である。

一九三〇 講和條約の成文にして出來揚らば、交戰國の數に應じて二通乃至數通（二種乃至數種ではない）を作り、各交戰國全權委員之に署名調印する。署名調印の方式も一般條約の慣例とする所に則るのが普通である。米國にては、同政府の外交官訓令書に

『(一)二ヶ國語にて作成する條約文は、能ふ限り同一頁の並行欄に、又は同一葉の反對頁に、之を書寫すべし。別語の文を兩種各別に書寫すの風は時として東洋諸國に見る所なるも、この方式は好ましくからず。

(二)條約正本中本國政府へ送るべき分には、兩種共に米國代表者先きに之に署名すべし。反對に、外國政

府の保持すべき分には、兩種共にその先署名權を當該外國政府代表者に讓るべし。(三)各自國に保持すべき正本に於ては、各自國の語にて成る所の正文を常に左側欄に書寫すべし。(四)兩種正文は、その翻譯に因る何等錯誤を避けんがため、意味の實質的同一を確保するに就て十二分の注意を拂ふべし。全然の直譯は時に澁晦、時に不可能の場合あるも、意味の絶對的同一は必須なりとす。之がため兩種正文の句讀點をも細査し、實質上その一致を期すべし。』(Instruction to Diplomatic Officers of the United States, 1897, § 245)

とあるが、これ等の方式中一若くは三の如きは各國の逐一則る所ではなきも、條約正本二通の中自國の保持すべき分に自國の國名を先きに記し、自國全權委員先きに之に署名調印するのは、國際上既定の慣例となつてある。この交互先記の方式を外交用語で *alternat* と稱する。

往昔にありては、聯合條約の署名順位は極めて矢釜しい問題となり、之がため紛議が毎度起り、條約の調印を危うせしめたことなどもあつた。隨つて聯合條約の署名は投票に依りてその順位を決した例もある。然るに一八一五年のウィーン會議に於て、會議錄の署名順位は任意無差別であつたが、その最終議定書調印の際に於て署名は佛語に依るアルファベット順にて爲すことに決定せられたことは、聯合條約に關する一先例となり、爾後は投票に依らずして國名を佛語に依るアルファベット順に序列せしむるのが一般の慣例となつた(稀には既往例の場合もあるが)。

一九三一 然るに一九一九年のヴェルサイユ對獨講和條約に於ては、その署名順位に更に一の異例を示し

た。その條約正本（締約國相互間に正本の交換を爲さず、正本は一通として佛國外務省に寄託し、締約國政府はその謄本を保護することとせる點に於ても、普通の條約に非ざる從來の多くの講和條約とその形式を異にする）には獨逸全權先づ調印し、次に五大國の全權は米、英、佛、伊、日の順位にて之を行ひ、終つて白耳義以下ウルグアイに至る交戦國の全權はアルファベット順にて之に署名した。このアルファベット順は、五大國は佛語にては米、佛、英、伊、日の順となるべく、英語に依らば佛、英、伊、日、米の順とならねばならぬ。獨逸全權の首位の署名は、國名が佛語のアルファベット順で第一に位するが故とせば、その以下の五ヶ國中英佛兩國の順位が變になる。若し又獨逸は敵國なるが故といふならば、これは條約作成の範例の上に會て先例の無い新方式であるのみならず、對手國から觀れば双方共に互に敵國であるから、先後の區別がその間に立つべき理由は無い。要するに當年の對獨平和條約の署名順位は、條約正本の作成方法及び俗に謂ふ大國と小國との別個取扱振りに於て斬新の一先例を後世に傳ふるものである。

聯合條約面に各國全權委員が署名する場所は、署名者多數で堅二行になる場合には、第一位者は左側の一番上、第二位者は之と相竝んで右側の一番上、以下<sup>二四六</sup>といふ風に署名する<sup>一三五</sup>のが古來の方式であるが、今日ではこの方式に則るのもあれば則らざるもあり、必しも拘泥しない。

全權委員が調印に用ゆる印形は、官印でなくして私印である。これ一は歐米には我國の吏員の用ゆるが如き官名を彫刻したる印形を用ゆるの風なきと、一は全權委員たることを證明するのは全權委任狀で印形ではなく、印形は署名と共に單にその人が全權委任狀面の人と同一であることを示さば足るとの理に出づと見る

べからう。歐米人は實印も認印も持たぬから、この場合に多くは封緘用の印形を用ゆる。一九一九年の對獨平和條約には、米國大統領ウエルソンはその指輪の頭字印を捺した。

一九三二 講和談判を開くに方りては、交戦國は普通には直ちに講和の本條約の締結に依り平和の克復を計ることに向つて折衝すべきが、時にはその談判に於て、條約中に規定せんと欲する事項の總てを日子の僅少その他の事由に因り議定するを得ずと認むる場合もある。斯かる場合には、戰鬪の終熄その他差當り講和に必要な事項のみを講和假條約 (Preliminaries of Peace) として作成し、本條約の締結は之を近き他日に讓ることの例もある。假條約も一の條約で、その效力發生には特別の場合の外批准を要する。本條約の調印は假條約と必しも同一の地にて行ふと限らず、寧ろ却つて別の地に於てするの例が多い。本條約は假條約を基礎として作るものであるから、假條約にて規定したるものを本條約にて全然若くは多分に覆へずことは無い筈であるが、しかも假條約中の特定條項に對し第三國が故障を挟み、或は他列國を誘ふて之に干渉し、本條約に於て之を骨抜とせしむることも無いとは限らない。一八七八年の露土講和假條約、即ち謂ゆるサン ステファノ條約に英國が抗議し、その結果伯林會議議定の本條約に至り、當初の假條約と内容を大部分相異にする——事實に於て原條約を骨抜きとせる——謂ゆる伯林條約と變形せられたのは顯著の一例である。

第二項 講和條約の效力の發生及び消滅

一九三三 交戰當事國の双方全權委員に依りて記名調印せられたる講和條約は、普通には批准書交換を了したる上效力は完全に發生するが、何れの講和條約も戰敗國としては不満足に感ぜざるはない。随つて戰敗國にして他日國力を回復するならば、曩の講和條約は對手國の威壓の下に無理押的に調印せしめられたものといふ理由を振翳し、該條約無効論を提出するのは既往史乘に珍しからぬことである。ヒットラーがヴェルサイユ講和條約の重要條項を一方的に廢棄せる、他に理由の云爲せる所もあつたが、無理押つけの條約は長へに之を守るの義務なしとの見解も有力な一理由であつたやうである。斯かる見解は國際政治上の論議としては兎に角、國際法眼には果して如何に映すべきか。

一九三四 凡そ條約の成立には、普通の契約と均しく自由意思を要件とする。而して講和條約とても固より一の條約に相違ないから、勿論この原則に洩れず、その調印には當然自由意思あるを要する。尤も自由意思を要件とする普通の契約とても、その合意を得るまでには或種の、少なくとも精神的の、威壓を當事者の一方は感じ、已むなく之を取結ぶに至れるものも世に少なからざるべく、随つて總ての契約が絶對自由の合意の下に行はるるものと見るは當らない。威壓の下に成れる條約とても、戰敗國にしてこの上戰場に抵抗を續けて國を焦土に化せしむるよりも屈辱を忍んで調印するに若かずとの自己の判斷の結果とすれば、やはり結局は自由意思に由れるものと云はねばなるまい。故に問題は要するに道程の話して、その結果に於ては一と

威壓の下に成れる講和條約

條約に要する自由意思の意

云へるであらう。けれども原則として契約には自由意思を要し、而して條約にも亦均しく之を要すと爲すには議論の餘地なき所である。

それ既に條約も契約と均しく自由意思を要するものであるから、随つて講和談判の局に當る使節その人が己れの判斷能力を奪はれて無意識的に、又は力づくで無理槍に、調印せしめられたる條約の無効なることは論を俟たない。けれども同時に、條約はその締結に際し假に對手國の上に威壓が加はつたとしても、即ちその威壓の下に出來たとしても、效力に影響は無い。これは一見矛盾のやうであるが、實は毫も矛盾でなく、それが國際條約と私法上の契約との間に於ける重要の一差異たるものである。

抑も條約に普通契約に於けると均しく要求せらるる自由意思とは、條約の談判調印の任に當る全權委員その人の自由意思を意味するので、その代表する國家の自由意思ではない。戰敗國は戰勝國の砲礮銃劍の前に決して完全の自由を有しない。しかも戰敗國に合意の自由を要求するに於ては、敗餘概ね劍尖の前に成るべき講和條約の如きは、殆ど成立するの機會はあるまい。乃ちヴェルサイユ講和條約の如きも、獨逸代表者とその同意に鈍ぶるや、聯合國は直ちに進軍の用意を爲し、砲火の脅威を以て之に臨み、彼をして結局力の前に已むなくその意に反して之を承諾するの已むなきに至らしめた。昔は普佛の役に佛軍の力屈して和を乞ふや、結局ピスマルクの指定せる講和條件を苦諾するの外なきに至つたが、それでもフランクフルトの講和談判に於て佛國全權チエルは十二分の發言權を許され、講和條件の是非を一代の雄辯を揮つて縱横論難するの機會は與へられた。之に比すれば後年の對獨平和條約は、その事實反駁も哀訴も許されざる一方的の命令

なりしに顧み（又その意味に於て特に『講和條約』の語を避け『平和條件』と稱したのである）、如何に威壓が敗餘 獨逸の上に加ふるの大なりしかを知るに餘りある。

一九三五 けれども斯かる威壓は、要は戰敗國全權の代表する本國の國家に對して加へらるるもので、全權その人に對する威壓ではない。全權彼れ自身は如何に戰敗國を代表するとは云へ、諾否の自由は當然之を有する。講和談判室にはピストルが眼の前に突付けられてある譯ではない。戰勝國の代表者は三尺の秋水を振翳しつつ談判するのではない。戰敗國の代表者も諾否を表白するに於てその身體は自由の地位に置かれてある。故にその肯諾に由りて調印せられたる講和條約は、之を以て自由の合意に出でたものと推定するに妨げない。若し戰勝國の代表者が戰敗國のそれに對し迫るに銃剣を以てし、若くは麻酔の酒劑でも用ひて對手を昏睡せしめ、その意思若くは判斷力を奪つて無理槍に調印せしめたものであらば、談判者その人に合意の自由が認められぬから、この無効なるは論を俟たない。國際法の著書には、右の區別に關し説いて詳ならざるものが多いやうである。フヒリモアは『強力又は脅威の結果として成れる一切の契約は之を無効と爲し得べきが、この見解を條約に適用するには甚大の制限を要す。交戦を終止せしむる總ての條約は、概ね勝者が敗者に對して加ふる威壓の結果に非ざるはなし。されどこれ等の事情の下に成れる條約も之を無効と爲すを得ず。』(Phillimore, *Commentaries*, II, § XLIX, p. 75)と云へるが、これは首肯すべき解説であるには相違なきも、國と人とを區別せざる點に於て未だ盡さざる所がある。同じ威壓にしても、國に對するのと人に對するのとを相別ち、締約國の自由と談判者その人の自由との間に一條の區別を立てて簡明に之を講述し

國家への  
威壓は條  
約の效力  
に無影響

たる近代の著書としてはオッペンハイム、ムーアなどを挙げ得る (Oppenheim, I, § 499, p. 650; Moore, *Digest*, § 742, p. 183)。この區別は右の關係を理解する上に於て明確に知り置くを要する。

或は談判者その人の意思は則ちその代表する國家の意思なり、國家に加へらるる威壓は則ち談判者その人に對する威壓なり、兩者一にして二に非ず、との説も聞かぬではない。然しながら談判者は國家ではなくして國家の一機關に過ぎない。國家の機關は一に國家の示命する範圍に於て行動すべく、隨つて談判者その人の安結したる所のものが示命の權限を超越し若くは國家に不利なるものと見ば、國家は事後之を取消すを得るは勿論であり、同時に威壓の加へられたる國家を代表する談判者は、必しもその威壓感までを對手の前に代表せざる可らざる義務は無く、自身は自身 自國の最大利益と信する所を主張するの完全なる自由を有する。隨つて國家とその機關とを同一に見、國家の受くる威壓は則ち談判者その人の受くる威壓なりと爲すの當らざるは論を俟たない。

一九三六 講和條約は(他の多くの條約も亦同じであるが)特に反對の明文なき限り、憲法上批准權者たる締約國双方の元首又は當該機關之を批准し、その批准書の交換ありたる上は、特に反對の明文なき限り、記名調印の日に溯りて效力の發生するを一般の原則とする。(この溯及性のことは次に述べる)。批准は締約國の元首又は當該機關がその全權委員の記名調印したる條約案を査閲し、之を是認し、之が實施を命ずる所の最終手續である。或は元首の査閲より相互交換までを通じて一の批准行爲と看做すといふ見方もあれど、相互交換するものは批准の結果を録する一の文書に過ぎぬから、批准そのものとは別に視る方が混雜しな

講和條約  
の批准



批准の選  
及性

いで可いやうに思ふ。

一九三七 講和條約の効力は、特に反對の規定があるのでない限り、批准書交換と共に前にも云へる如く記名調印の日に溯りて發生するのが原則である。普通の條約にありては、批准には當然溯及性があるや否やは學說上議論があり、慣例も一でないが、講和條約にありては、反對の規定なき限り、批准はその効力を記名調印の日に溯らしむることが古來の原則、少なくとも慣例である。ホールの所説に「凡そ條約は批准を俟つてのみ締約國を確定的に拘束するものたるに拘らず、講和條約にありては、それが確定條約なると豫備條約なるとを問はず、特に當該條約の上に於て効力發生期に關し別段の日を定むるに非ざる限り、調印の日より一應調印國を拘束し、敵對行動は即時之を終止せしむるを要する。別に休戰規約を締結するなくんば、講和條約は休戰規約として動カのである。」(Hall, § 199, pp. 673-4)とあるは、この慣例の上に築かれたる一定解と見るべきであらう。

批准の拒  
絶  
その場合  
再開  
には  
戦  
闘

一九三八 國家はその全權委員の記名調印したる條約案に對しては是非共批准を爲さざる可らざる義務あるや、將た批准を拒むの自由あるや、假に批准を爲さざる可らずとしても、それは德義的義務なるや法律的義務なるや等の問題に對しては、古來學說區々なるも、之を拒むに正當の理由あらば勿論拒み得ずといふ筈はない。一般の條約にありても勿論であるが、殊に講和條約の議定は概して與カへ且取カることの結果である。しかも正當の理由なきに批准拒絶が行はるるやうでは、對手はその危険を慮りて與ふるものも與へざることになり、それだけ條約の議定を濫らすから、双方に取りて不利である。けれども理に於て國家が批准

拒絶權を有すること(批准を要する條約の場合に)の一事は争ふの餘地が無い。而して講和條約にして批准を得ざる場合には、その講和條約は一の休戰規約と看做され、休戰規約の失效になつたものに擬し戦闘の再開を豫想すべきである。

講和條約  
の違反は  
之を失効  
とせず  
但し對手  
國は之を  
破棄する  
を得

一九三九 講和條約は交戰當事國に依りて誠實に履行せらるべきものとの推定の下に締結されたること論なきが、締約後に於て時には違反行爲の行はるることなきを保し得ない。その場合には該條約の効力はどうかと云ふに、之に對しては、講和條約も他の各種條約と同様に、締約國の一方の違反行爲に由りて當然失效となるものには非すと答へる。ただ然しながら締約國の一方は、對手の違反を理由に之を破棄することは能きるのである。或は違反條項の重要なものと否とに區別を立て、特に重要な條項の違反に對してのみ他方は破棄を爲すを得と説くのもあれど、その重要と否とを判斷するのは結局破棄 爲す國で、苟も破棄せんと欲せば對手の如何なる違反行爲でも重要條項の違反と稱し、之を理由に條約を破棄し得るのであるから、隨つて右の區別は事實無意味とならざるを得ない。故に寧ろ締約國の一方に違反あらば他の一方は之を破棄するを得(勿論破棄せざるも可い)と原則的に云ふの簡單なるに若かない。尙ほ對手國の講和條約違反を理由に之を破棄せんとする場合には、相當期間内に且明確に之を破棄する所以を宣明するを要する。單に對手の違反に抗議する位では、以て該條約を破棄したことにはならない。且破棄するにしても、その全部を破棄する旨を明確に宣明するに非ざれば、違反事項以外の他の條項は依然効力を存續し、依然締約國双方を拘束するのである。

破棄の結果  
も再開戦  
となること  
もある

その再開  
戦の性質

一九四〇 講和條約破棄の結果は戦の再開となることあるべきを想像し得るが、その再開となる戦は破棄の時期如何に依りて多少性質を異にする。講和條約の違反がその規定の事項を履行すべき時期の間に於て行はれ、對手國が之を理由に該條約を破棄し、而して戦の再開となつた場合には、その戦は前の戦の繼續である。之に反し講和條約の規定事項の履行が全部又は大部分済んだ後相當時期を経過し、然る後に於てその規定事項中の何等かの點に就て違反することでも起り、對手國が之を理由にして該條約の失效を宣明し、それに基いて開戦となるが如き場合には、その前の戦の繼續ではなく、戦因は略々相均しきも戦系を相異にする新規時直しの戦である。

### 第三項 講和條約の効果

一九四一 講和條約の效力發生は則ち平和の克復を意味すること論なきが、その平和克復日は國際法上に於けると國內法上に於けるとが必しも一致するとは限らない。國際法上に於ては、講和條約の效力の發生したる日が則ち平和の克復したる日であるが、國內法上に於ては、交戦各國の戰時關係の諸法令の失效手續等の異同もあり、隨つて國內法上の平和克復の期日は國際法上のそれと一致せざることもある。

例を英國に取らば、英國にては第一次大戰末期に於て、即ち休戦に入りて間もなき十一月二十一日（一九一八年）、『現行戦終了（定義）法』(“Termination of the Present War (Definition) Act”)なるものを制定し、中に於て皇帝はその現行戦が何年何月何日を以て終了となつたといふその日を宣布するを得るものと

國際法の  
平和克復  
の日

國內法上の  
それと  
必しも一  
致せず

英國の例

規定した。而して英國政府はこの法律に基き、對獨講和條約の調印ありたる日（一九一九年六月二十八日）より約一ヶ月を経たる七月三十一日、議會の協賛を経たる『講和條約法』(“Treaty of Peace Act, 1919”)を發布して講和實施に關する諸般の規程を立て、而して翌一九二〇年二月九日の勅令にて、對獨講和條約の獨逸並に英國を含む主たる同盟及聯合の三ヶ國の批准を得たる一九二〇年一月十日を以て獨逸との戦の終了したる日と爲す旨を公布し、更に同年七月二十二日及び八月十三日の勅令にて埃太利とは同年七月十六日、獨逸とは同年八月九日をば孰れも平和克復の日と爲す旨を宣布した。故に英國の國內法の關する限り、獨逸（他の舊敵國との關係は略し）との平和克復は、講和條約の調印の日より半歳有餘を経たる後に於て國內法上正式にその實現を見たのである。

我國にては、對獨講和條約はその調印後やはり半歳有餘を経たる大正九年一月十日を以て公布せられ、別に平和克復に伴ふ帝國國民の心得を諭導し給へる詔書が同日漢發せられた。その何れの日を以て平和克復と爲すかに就ては特に示命せられてないやうであるが、反對の指定あるに非ざる限り、同條約の公布の日を以てそれと爲すのも一解釋であらう。

一九四二 平和の克復は舊交戰當事國間の國交及び通商の復舊を招徠し、平時各國間に行はるる權利義務は總て該當事國間に復活する。同時に、戦時に於て適法と認められたる交戦者權は最早や之を行使するを許されず、隨つて舊敵國軍隊に對する加害行爲、舊敵國領土の占領（條約履行の保障としてのそれは別とし）、その他徵發、取立金徵收、課役、敵船及び中立船の臨檢搜索及び拿捕等は悉く違法となり、平和成立の事實

我國の例

交戦者權  
は最早や  
行使する  
を得ず

を知らずして誤つて之を行へば、事情の許す限り之を舊態に引戻さしめる。ホールの『講和條約の締結に次での若くは敵對行為終止の規定時に次での敵對行為は、たとひ講和成立の事實を知らざるに出でたのにもせよ、必然的に無効で、その行為に現に伴へる結果は能ふ限り之を還元し、被害あらば賠償を要する。随つて土地を占領したれば撤退すべく、船を拿捕したれば之を解放すべく、砲撃に依る加害、時間若くは商機損亡、孰れも賠償する所あらねばならぬ。尤も講和の事實を知らずして行はれたる敵對行為に就ては、何等刑事上の責任を伴はざることは明瞭である。』(Hall, § 202, pp. 578-9)と云へるは、學說及び慣例の共に支持する所である。

一九四三 臨檢搜索及び拿捕は前述の如く講和の成立と共に最早や一切之を行ふを得ざることになるが、既に拿捕したる船若くは貨物に對する審檢は、講和成立後と雖も引續き之を行ふを得るか。フォーシユの問題に關し左の如く説く所は、稍々參考に足るものであらう。曰く。

『平和克復の上は捕獲審檢所は戰時中に拿捕したる船に關しその任務を繼續するを得ざるべきかの問題に關しては、實際上に於けると均しく理論上に於ても所説區々で、又講和條約の規定も一樣でない。今學說としては、大凡之を三類に見るべきである。

『その第一は、戰時中に拿捕したる船は講和成立後と雖も捕獲審檢の目的物と爲すを妨げずの説で、ブルハチツリ(Bluntschli, *Droit Int. Cod.*, Art. 862)・ブルサ(Brusa, *L'Affair du Doletyk*, D. R. J. P., VI, p. 157)・キヤチナ(Diena, *Diritto Int. Pub.*, 2<sup>e</sup> édi., p. 628 et *Le Jugement du Conseil des*

捕獲審檢  
は續行す  
るを得る  
か

フォーシ  
ユの所説

*Prises d'Italie dans l'Affaire du Doletyk*, J. P. XXIV, p. 268)・フィオレ(Fiore, *Droit Int.*, IV, ch. I, § 1833)・オペンハイム(Oppenheim, *Int. Law*, 2<sup>n</sup> 1 édi., II, § 436)の如きは之に屬する。

この見解は、十九世紀の前半に於ける佛國國務院の海上捕獲に關する諸判決(例へば一八一五年十一月二十四日の判決、その他 Pisto e 及び Duverdý の引用する諸決定)及び日本捕獲審檢所の一八九四・五年の日清戰役中の益生號に關する、又一九〇四・五年の日露戰役中の *L'Australia* 及び *le Montara* に関する諸檢定の上に於ても認められた所で、又歐洲戰役に於ても、特に佛伊兩國にありては、捕獲審檢所は平和克復後に至るも依然審檢を續行したものである。この説に贊する者は、平和克復後は捕獲權の行使を終せしむるも、既に拿捕せられたるものに就ては然らず、且講和條約の締結は交戦國が、その勝者たると敗者たるを問はず、戰時中に獲取したる權利を抹殺せしむるものに非ず、若し然らずして、講和の締結と共にその未だ適法の捕獲と宣告せざる所の船は即時之を解放せざる可からざるものとすれば、中立國の義務を無視したる敵人及び中立人は、交戦の短期に止まる場合にありては、その財産を僅に一時的押收の危険の前に曝さば足る譯であると論ずる。

『第二説は、捕獲審檢所は戰時中に拿捕したる船に對する管轄權を平和の克復と共に喪失するものと云ふので、殊にボエック(De Boeck, *De la Propriété prise ennemi*, p. 273)・ペナル(P. vel, *Manuel de Droit Maritime Int.*, p. 350)及びリヴィエー(Rivier, *Programme d'un Cours de Droit des Gens*, II, p. 347)はこの説を支持する。又講和條約に於てこのことを規定せるものも少なからずある。例へば一八

〇〇年九月三十日の佛米條約、佛墺間の一八五九年十一月十日のツリーッヒ條約第三條、一八六四年十月三十日の墺丁普の三國間の維納條約第十三條、一八七一年五月十日の佛獨間のフランクフルト條約第十三條、一九一三年十一月一日(十四日)の希土間のアテネ條約第九條、一九一八年三月三日の獨露間のブレスト・リトヴスク條約第二十九條は、孰れも大要講和成立前に捕獲審檢所にて没收の檢定を下すに至らざりし船及び貨物は現品又は代價に於て之を還附すべきことを規定した。何れの日を以て講和成立とすべきかに就ては一定の規定なく、隨つて例へば講和豫備條約の批准交換の日よりして捕獲審檢所はその管轄權を失ふと爲す所のフランクフルト條約の如きもあり、將た講和條約の批准交換又は同條約の調印の日より之を起算することアテネ條約及ブレスト・リトヴスク條約の如きもある。歐洲戰役終結の平和條約には、この類の規定が一も無い。又審檢權の喪失に就ても、例へばベルルの如きは、講和の成立は審檢手續を終止せしめ、新審檢を爲し能はざると均しく、懸案の審檢をも中止せしむと一般的に説くが、ボエックは講和前の第一審に於ける没收の檢定に對し第二審への抗告は講和後とても妨げられずと説く。伊太利の一八六六年六月二十日の布令では、捕獲審檢は交戰の繼續中のみに限り效力あるものとしてある。審檢の講和と共に終止するものと爲す論據としては、審檢所は戰時の施設であるから、平和の常態に復したる上は最早や存續の理由なし、要するに捕獲の檢定は一の敵對行爲を意味するが、敵對行爲の終結が平和克復後に至りて行はるといふは條理の容れざる所といふにある。

『第三説は折衷説で、之に關しては曾て一八九六年、伊太利のアビシニアとの交戰の折、戰時禁制品輸送

の理由にて伊艦の拿捕したる中立の和蘭船 *Le Doeluyk* に就て問題となつたことがある。之に關し伊國捕獲審檢所は、平和克復後に於て本件捕獲の適法如何を審檢するは妨げなきも、檢定は最早や下すを得ざるものと決定した。意は、交戰國の權利行使が果して適法でありしやを審檢するには被拿捕船の行爲を判定するの要あるが、交戰の終止と共に交戰國の權利行使も終止となるから、没收の檢定は最早や之を下すの要なしといふにある。伊國審檢所のこの決定は大に批評を招いた所で、殊に没收は懲罰の性質を有し、而して懲罰は、その犯行にして平和克復前の既遂のものならば、平和克復後に於ても之を課するに妨げざる理である、と論ずる者もある(Oppenheim, II, § 436)。

『以上三説中、事實最も一般的に賛成を得るものと思はるるは第一説である。一八五九年のツリーッヒ條約には、捕獲審檢所が未檢定の敵船の還附を命ずるは「一般に認めらるる法權の例外的除去」に屬すと明記してある。近代の二大役たる日露戰役及び歐洲戰役に於ても、交戰國は捕獲審檢所の管轄權が講和の成立に依りて喪失することを容認しなかつた。

『その當否の孰れにあるにもせよ、左の一事に就ては疑惑を容るるの餘地が無い。即ち交戰國は講和成立後、審檢所にて未だ檢定を下さざる拿捕物件を、或は没收の檢定を下したるそれをすら、恩惠的に解放するに妨げなきことである。乃ちナポレオン三世は「戰禍を減少する」の意から一八六五年三月廿九日の命令を以て、その既に拿捕し且没收と確定的に檢定したる墨西哥の商船及び載貨を解放した。同様に一九〇五年十一月、日本皇帝はその海軍がポーツマス條約の調印後、但しその批准交換前に、拿捕したる中立船を

無條件にて悉く解放した。(Fauchille, *Traité*, II, § 1440, pp. 589-592)

右の結論にあるが如く、今日一般の慣例では、既に拿捕したる船又は貨物に對する審檢は、講和成立後にありても、特に反對の規定が當該講和條約の上にあるに非ざる限り、その進行を妨げられずとしてある。日露戰役の末期に際し、我が政府も閣議に於て『(一)平和克復の當時現に各捕獲審檢所に繫屬中の捕獲事件は其の審檢進行の程度如何を問はず總て之を繼續審檢せしむること、換言すれば、高等捕獲審檢所及び各捕獲審檢所は平和克復後に於ても繫屬事件の終結する迄は現状の儘之を存續すること。(二)平和克復の當時既に拿捕手續を終りたるも未だ引致中に在る船舶は之を捕獲審檢所の審檢に附し其の檢定を終らしむること。』と決定し(明治三十八年九月十九日)、之に依り懸案の捕獲事件を措辨した。

一九四四 尤も講和成立後は捕獲の審檢をも終止することを特に講和條約に於て規定するものもある(例へば第一次大戰末期の一九一八年三月三日のブレスト・リトヴスク條約、同月七日の獨逸と芬蘭及び同年五月七日の獨逸と羅馬尼の各條約の如き)。けれども對獨、對澳、對匈等の各平和條約にはその規定が無い。その無い限りは、捕獲審檢は講和成立後に於ても依然行ふに妨げずと説くのが多數學者の見解である。事實第一次大戰中に拿捕せられたる拿捕物件にして講和成立後に於て審檢を了へたものは少なからずあつた。白耳義にては捕獲審檢所の正式に出來たのは漸く休戰直前の一九一八年八月で、戰時中に拿捕したる船及び載貨の審檢も多くは同年十月より十二月の間に行はれ、甚しきは、その或ものは一九二四年、即ち平和克復後實に五年を経て漸く檢定を下したるものすらあつたと聞く(Garner, *Prize Law*, § 141, p. 203)。

従來の慣例では續

日露戰役帝に於ける方針

第一次大戰中の例

平和克復後拿捕物件の沒收の當否

一九四五 講和成立後捕獲審檢は繼續して行ふを得るものとし、審檢の結果として拿捕物件の沒收は之を行ひ得るか。前掲のフォーシユの所説行中にも援引してある伊國の一八九六年のアピシニア役に於ける蘭船ドエルワイク(ア國仕向の武器を積み佛領の一港に向け航行中伊艦に拿捕せられたるもの)に關し伊國捕獲審檢所は、同船及び載貨の捕獲は適法なるも、平和成立後のことであるから沒收は最早や適法ならずと爲し、船及び載貨共に之を解放した。之を評せるオッペンハイムに『予は本件は沒收と檢定すべかりしものと信ずる。日露戰役に於ても、講和後の一九〇五年十一月及び一九〇六年二月、日本捕獲審檢所は講和直前の拿捕に係る *The Australia* 及び *The Montara* なる米國船二隻を沒收した。船及び載貨の沒收は懲罰の性質を有するものであるから、その犯行にして講和前に係る限りは、講和後とても之に懲罰を課するに妨げあるまい。歐洲戰役は、少なくとも英國の關する限り、右の見解を肯定せしめた。即ち休戰中に獨逸に向け禁制品を滿載して航海中一九一九年三月に拿捕せられたる諸威船 *Rammweg* に對し、對獨講和條約の效力發生後の翌一九二〇年三月、英國捕獲審檢所に於て沒收の檢定を下したのはそれである。』とある(Oppenheim, II, § 436, pp. 631-2)。想ふに既に講和成立後に於ても懸案の捕獲審檢を續行するを得るものとせば、當然その審檢の結果に就て判決を下すを得る理であり、而してその判決は沒收以外のそれに限るべしと爲すべき理由は考へられぬから、隨つて當然沒收を爲し得るものと見るのが妥當であらう。尤も交戰國が講和成立後特に沒收を爲さぬことにするのは更に妨げなきが、そは一に政策上の問題で、敢て法律上違法といふ見地からの意味ではない。

一九四六 戰時中收容したる敵國の俘虜は、講和の成立と共に能ふ限り速に之を本國に歸還せしめる（陸戦法規慣例規則第二十條、ヴェルサイユ對獨平和條約第二百十四條、俘虜待遇條約第七十五條）。犯行ありて取調中の俘虜は勿論、處罰中の者とても講和の成立と共に之を解放歸還せしむるのが近代の例である。尤も特定期日以後の犯罪にして現に受罰中のものはこの限りでない（ヴェルサイユ平和條約第二百十八條、俘虜待遇條約第七十五條第二項）。

一九四七 次には、講和の成立は交戦關係の諸權利を一切清算するものであるから、舊交戦國は交戦法規違反、戰律犯、その他戰時特有の犯罪に對する處罰は最早や之を課するを得ない。隨つて現に處罰中の者は、平和克復と共に之を解放せねばならぬのである。尤も講和條約に特別の規定あるものは別で、例へばヴェルサイユ平和條約第二百二十八條第一項に『獨逸國政府ハ戰爭ノ法規慣例ニ違反スル行爲アリトシテ訴追セララル者ヲ軍事裁判所ニ出廷セシムル同盟及聯合國ノ權利ヲ承認ス。上記ノ者有罪ト決シタルトキハ之ヲ法定ムル刑罰ニ處スベシ。本規定ハ獨逸國又ハ其ノ同盟國ノ裁判所ニ於ケル訴訟手續又ハ公訴ノ爲其ノ適用ヲ妨ゲラルルコトナシ。』とあるが如きはそれである。且講和成立後に於ける處罰の解除は舊敵國に對する關係に於てのこと、國內關係にありては別である。隨つて交戦國政府は自國民の戰時中に於ける叛逆、脱走、その他の非違行爲をば、講和後に於ても之を法に問ふこと勿論妨げない。但しこれとても講和條約に於て別段の規定を設くれば例外扱となる。

一九四八 戰時中に受けたる損害に對する賠償に關しては、往昔にありては特別の規定なき限り講和後之

を要求するを得ざるものとしてあつたが、第二回海牙平和會議議定の陸戦法規慣例條約は第三條として『前記規則〔陸戦法規慣例規則〕ノ條項ニ違反シタル交戦當事者ハ損害アルトキハ之ガ賠償ノ責ヲ負フモノトス。交戦當事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行爲ニ付責任ヲ負フ。』の規定を設けた。この規定は特に交戦中に非ずんばその責任を問ふを得ざるものとは讀めず、講和後にも之を問ふを得るものと解すべきである。隨つて右の新規定あるに至つて以來、賠償の責任は講和後に於ても解除せられざるものである。

一九四九 戰時中の敵軍占領地は、講和條約の效力發生と共に、謂ゆる原狀回復權に依り戰前の法的地位に復歸する。原狀回復權の歐語 *posidinium* は往昔の羅馬法に於ける一觀念で、その語義は *post* (後) と *limen* (境) に出で、即ち一たび境を出でたものが再び境に入るを意味する。昔は羅馬人にして無條約國に行き奴隸となつた者も、羅馬に歸還すれば以前通りの羅馬市民となり、以前有したる諸權利を再び取得し、又無條約國に入つて取擄げられ、羅馬の法律の保護を喪つた羅馬人の財産も、羅馬に歸來すれば再び以前の持主の有に歸すとした。この觀念が基となり、戰時敵の權内に陥りたる領土、人、及び財産は戰後又は戰時中にありても、敵の權内より離れたる時その舊主の手に復歸するといふ一主義が生れた。これが謂ゆる戰後原狀回復權である。而してこの主義の最も多く適用を見るのは占領地關係に於てである。

占領地及びその住民は、既に詳説したる如く、敵軍の占領に依りて敵國の主權の下に移つた譯ではなく、占領が割讓に改まらざる限り、依然として本國の主權の下に立つものである。而して講和成立以前にありても、占領軍にして任意にその占領を撤去し、又は住民の反抗、本國軍の勢力盛返し等にて占領地より撤退す

るに至らば、占領前の状態がその儘復活し、一時停止せられたる本國の主權は再び發動する。これは原狀回復の顯著なる一例であるが、講和成立の結果として占領軍が撤退するに至れる場合に於ても亦同然である。原狀回復といふも、占領軍が占領中に行へる適法の行爲は占領終了後に取消さるる譯ではなく、依然その效力を有する。けれども反對に、占領軍の行へる違法行爲は現狀回復に依りて當然失効となるのである。

原狀回復は占領地が直接本國の主權に復歸したる場合に於て之を見るもので、隨つて占領地が征服なり割譲なりによりて一旦戰勝者の領地となり、然る後何等か事態推移の結果で更に原領土國に復歸するに至るが如き場合には、別言すれば一度その間に空位(Interregnum)が生じたる上は、その復歸に依りて原占領前の現狀が回復せらるるのではなく、總て新事態の下に新取扱となるのである。

一九五〇 右の原狀回復とは反對に、講和條約成立の際に於ける現事態にして、特に反對の規定あるに非ざる限りは、その成立に依りて何等影響を受けないものもある。この原則を支配するものを現保有主義——Principle of *Uti possidetis* (as you possess)——と稱する。即ち例へば戰時中に鹵獲したる武器彈藥その他舊敵國の國有動産は鹵獲國の有に移るが如きがそれである。押收の不動産の果實も亦同様である。然しながら後日の紛議を避くるためには、特に明文を以て當該物件の歸屬を規定するに若くはなく、又それが近代の殆ど例外なき慣例となつてある。

現保有主義に依る戰時事態の保持

### 第二款 講和條約に依らざる戰戰

四種の別

(一) 自然的戰戰

一九五一 戰戰は講和條約に依るのが最も普通の方法であるが、別に講和條約に依らず、いつとはなしに交戰狀態の事實的に終止となるものもある。この類の戰戰は大凡四種に細別して見るを得べきである。

その一は、多くは交戰國の双方が共に力盡きて交々緩き、又稀には何等かの都合に由り、特に講和條約を締結するに至らずして自然的に交戰狀態は止み、自然的に國交の回復を見るが如き場合である。假に之を自然的戰戰と稱すべきか。如何なる期間戰國が行はれずんば以て自然的戰戰となつたものと認むべきか、は之を限定すること不可能で、一にその時と事情の如何に依りて取捨すべきである(Moore, *Digest*, VII, § 1163, p. 336)。然しながら孰れにしても、自然的戰戰の場合に於ては、戰戰と共に開戰前の現狀即ち *status quo ante bellum* がその儘復活するか、將た戰戰の際に於ける現狀即ち *status quo post bellum* の主義が舊交戰國間の將來の關係を律すべきか、に就て議論の生ずる餘地があり、それ次第で例へば戰時中の占領地の歸屬問題にも重要な關係を及ぼすことになる。斯かる論争の餘地なからしむるためには、能ふ限り正式の講和條約を大幕として交戰狀態を閉づるの便多きに若かない。

自然的戰戰の近代に於ける類例としては、先づ十九世紀初葉の西班牙の米大陸植民地と母國との多年に互れる戰がある。この戰が正式に終焉となつたのは一八四〇年であるが、實際は二十有餘年も前から漸次下火

近代に於ける類例

となり、一八二五年項には既に全く敵對行動が消失せ、事實その頃を以て終焉を告げたものである。その他一八〇一年の露國と波斯の戰、又一八六二年乃至六七七年の佛國と墨西哥の戰、孰れもこの類に屬するであらう。最近世界に於ける顯著の一例としては、第一次大戰の末葉に於ける露國の獨、墺、土、勃諸國との戰、始末を擧ぐべきである。露國勞農政府は一九一八年二月十日（露曆一月二十八日）、ブレスト・リトヴスクの第一回講和會議に於て『吾等は兇暴を承認するを得ない。けれども正式の講和條約には調印するを肯じない。』と聲明し、同日『露聯邦共和國はその交戰中の竝に同盟及び中立の諸國の各政府及び人民に對し、茲に人民委員會の名に於て左のことを通告す。曰く。露國は強奪的の一條約に調印するを拒否すると共に、獨逸、墺匈、土耳其、及び勃牙利との現交戰は茲に終了を告げたりと。同時に露國はその軍隊の復員令を下しつゝあり。』との宣言を同盟聯合諸國に送附した。斯くして露國は、少なくとも露國の關する限り、講和條約に依らずして當年の交戰を終焉としたのである。

## (二)立法的戰

一九五二 その二は議會の決議即ち立法的作用にて戰戰の手續を了するといふ極めて稀有ではあるが一種の方法も、特殊の事態の下に於て見ぬではない。假に之を立法的戰と稱する。その最も顯著なる——或は近代に於て唯一の——例は米國の對獨戰の終結にあつた。

## 米國の對獨戰の手續

當時米國にありては、ヴェルサイユ平和條約の第一編を成す所の國際聯盟規約に關し大統領ウキルソンと上院外交委員會との間に不和確執を生じ、上院は該條約に同意を與へざる始末となつたので、如何にして對獨戰を法律的に終了せしむべきかは憲法上の一問題となつた。是に於てか一九一九年八月、上院に於て一議

員は大統領に向つて『貴下の判斷にては、大統領は一の布告を發し、この布告に於て適當の文辭を以て平和克復のことを宣明するは、その職權上不可能なりと認めらるるか。』と質問したるに、之に對しウキルソンは『予の判斷にては、予は一布告を以て平和克復を宣明するの權能を有せざるのみならず、予は如何なる事情の下にありても、正式の講和條約の批准に先だち斯かる方法を執るに同意すること能はず。』と答へた。そこで議會は別に上下兩院の聯合決議を以て平和の克復を宣言し、それにて交戰の終結に大段落を告げしめんとし、一九二〇年五月之に關するノックス決議案の提出となつた。その要旨は、『獨逸帝國政府と合衆國の政府及び人民との間に交戰狀態成立せることを宣明したる一九一七年四月六日通過の本會議聯合決議は茲に之を撤廢し、右交戰狀態は同時に終了したるものと宣明す。』といふのである。この決議案は同年五月十六日可決せられたが、ウキルソンは即時之に對し不裁可の意を表した。隨つて米國は依然對獨戰を繼續しつつあるの形式となつた。然るに程なく大統領の改選期となり、ハルチングその職を襲ぐに及び、議會は翌二一年七月重ねて大要前回の決議案と同様なる——但し一九一七年四月の決議を撤廢云々の文句を削りて單に交戰狀態の終了を宣明するに止めたる——聯合決議案を通過せしめ、而して新大統領は直ちに之を裁可し、漸くにして對獨戰を公式に終了せしむる法律的手續を濟ませた。

同じ對獨戰の終了に關し、支那政府の當時執りたる措置も亦一の異例を作せるものであつた。支那は山東問題の經緯からヴェルサイユ平和條約に調印せず、而してその後のサン・ジェルマンの對墺平和條約に調印したることに依りて内容の略々相同じき對獨平和條約に間接に加入することとなり、之に依り對獨戰を終了せ

## 支那の執りたる對獨戰の手續



(三) 敵國  
滅亡

しめた。  
一九五三 第三は敵國を全く撃滅せし、その領土を併吞して茲に兵を戢めるといふ敵國滅亡の場合であるが、これは多少説明を要するので、便宜款を別つて述ぶることにする。

(四) 新政  
権承認後  
其敵の殘  
餘撃滅

一九五四 第四は敵國內に交戦繼續に反對する新政權が成立し、對戰國が該新政權を承認して之と國交回復に關する協定を遂げ、然る上單獨にて又は該新政權の配下の軍と協同にて抗敵軍の討伐を尙ほ進め、之を殲滅し盡して茲に新政權に依りて代表せらるる過去の敵國との間に完全に平和の克復を告ぐることである。この例は現下の支那事變の終結の場合に就て想像し得られる。

### 第三款 征服及び征服に由る敵國の滅亡

敵國滅亡  
の意義

一九五五 此に謂ふ征服に由る敵國の滅亡とは、交戦國が敵の兵力を殲滅し、敵國領土の大體に於て全部を席卷し、その國家としての存立を失はしめ、斯くして之を自國の領土に併合するに至りたる状態のことを意味する。併合にも、征服に由らずして一國が合意の下に他國を併合すること例へば韓國が明治四十三年に我國に、將た填太利が一九三八年に獨逸に、孰れも併合されたるが如きもあれど、斯かる合意に由る平和的の併合でなく、武力の抵抗力盡きて遂に敵國に併合せらるるものもある。南阿共和國及びオレンヂ自由國の英國に、エチオピアの伊國に、孰れも併合されたるが如き、又現第二次大戰の初期に於て波蘭が獨逸と蘇露國

に依り事實的に分割併合せられたるが如きもそれである。(事實的にといふ所以は、波蘭は獨逸及び蘇露國に征服せられたが、一方には波蘭救援の少なくとも名義を棄てずに交戦を續行しつつある英國あり、他方には波蘭の大統領及び政府主腦者は歐洲の他の一國內に逃竄して影薄ながら尙ほ餘喘を保ちつつある風なので、未だ以て完全に滅亡したものとは云へず、隨つて法律的には未だ併合の完成を認むるを得ないからである)これが謂ゆる征服的併合である。

一九五六 征服に由る敵國の滅亡(subjugation)は單に敵國を征服(conquer)したのみでは足りない。征服にありては、敵が再び被征服地を奪回するの機會もある。敵國領土の一部を征服した場合は勿論のこと、その全部を征服した場合に於ても、敗餘の敵國軍隊は一時擧げて近隣の盟邦内に退き、又は本土を棄てて屬領地に移り、捲土重來して之が奪回を試るなしと限らず、又之を試みて成功するなきを保しない。將た敵國を征服し、その兵力を粉碎し、再擧の餘力を挫摧したる後においても、戰勝國は必しも之を以て敵國を滅亡せしむるとは限らず、その權内に收めたる、若くは一時他に蒙塵せる、敵の元首なり他の執權者なりをして新政府を樹立せしめ、征服せる土地の全部又は一部を還附して更に國を建直さしむることもあらう。ここまでは征服の範圍に屬する。

然るに征服が更に一步進み、敵國の存在を許さずして之に向つて止めを刺し、征服したる敵國領土を擧げて自國に併合すれば、茲に敵國は滅亡したことになる。内亂に於ける叛徒破滅の場合には、叛徒は元々一定の領土を有する譯でないから、その破滅だけにて自然戡戰となるが、對外戰に於ける敵國滅亡の場合は、單

滅亡と征服  
の異同

に敵を征服したのみでは未だ盡さず、兼ねて領土の併合といふことが必要條件である。故に敵國滅亡とは、交戦國が敵國の兵力を完全に殲滅し、征服を遂げ、且その全領土を擧げて自國に併合し、依つて以てその存在を根絶したる場合を謂ふのである。その舊元首なり國民なりは、或は第三國に訴へて抗議し、或はその援助を藉りて蘇生回春の策を運すかも知れない。けれども斯かるは將來の政治的問題に屬し、兎に角敗戦又敗戦の結果として國の命脈が遂に敵に依りて全く絶たれ、その全領土がよしんば一時ながらも完全に併合されるに於ては、茲に征服に由る敵國の滅亡を見たことになる。

一九五七 征服に由る敵國の滅亡は近代にありては類例乏しき方であるが、その乏しき中にありて二三の指摘し得べきは、第一次大戦前には英國の南阿の役に伴へるオレンヂ自由國及び南阿共和國なるべく（前者は一九〇〇年五月二十四日、後者は同年九月一日の各併合宣言あり）、同大戦後にありて最も卓絶せるものとして、一九三六年の伊太利のエチオピア征服を推すべきである。伊國は同年五月豫期の征服を完全に成就し、同月十日を以てその既に國家の體を失へるエチオピアの併合を宣言し、茲に征服に由る敵國の滅亡を完全に示されたのである。その後英軍の支援しつつあるエチオピア挽回策が如何なる程度に物になるべきか、その既に英軍に依り占領中と傳へらるる同地が他日再び往昔のエチオピア帝國となるべきかは、今豫測の限りでない。

現第二次大戦に於ける敵國の征服に由る滅亡の例は、今少し局面の推移を見究めた上ならば、確とは之を擧ぐるを得ない。波蘭の如き、その後の情勢に於ては、他國內へ逃竄の本國政府も以て非運を盛返へすの

近代に於ける敵國の滅亡の類例

滅亡國の従來の義務上の義務

餘力なく、英國の波蘭救援も名實共に見込が全然無くなつたので、事實的には滅亡となつたに相違ないが、法律的には尙ほ強て議論すればするの餘地あらう。丁、諸、蘭、白の諸國とても大體同様である。

一九五八 國が敵の征服に由り滅亡したるときは、その國が従來諸外國に對して負へる條約上の義務關係はどうなるかと云ふに、これは國土併合の場合——その合意に由ると武力を以てせるとを問はず——に於ける法理より推論し得らるべきである。國土併合の場合にありては、併合國が繼承するものは被併合國の領土主權そのもので、その國際上の諸般の義務でないから、被併合國と第三國との間に從來存在したる國際條約の如き、その政治的性質のものは當然失效となるは勿論、通商條約、犯罪人引渡條約、その他領事裁判條約の如き法規關係の條約も、總て繼承せられずと見る説が多い。明治四十三年の韓國併合の際、韓國との間に條約を有し又は韓國に於て最惠國待遇を享有すべきこととなり居りたる英、米、佛、獨、澳、伊、露、白、丁、清の九ヶ國政府に對して帝國政府の爲したる宣言中に『韓國と列國との條約は當然無効に歸し、日本國と列國との現行條約は其の適用し得る限り朝鮮に適用せらるべし。朝鮮に在留する諸外國人は日本法權の下に於て事情の許す限り日本内地に於けると同一の權利及び特典を享有し、且其の適法なる既得權の保護を受くべし。』とありしは、右の不繼承説を紹述したる一例である。尤も併合國に依りて行はるる領土の取得は、無主地の先占の場合に於けるとは異なり、従前存立の國家を相續するものであるから、被併合國の資産負債に關する權利義務の如きは、大體に於て國際法の國家相續の原則に依り之を繼承するものと普通に説かれてある。

---

下  
卷  
終

第二章  
戰

九七四

## 跋言

上卷所載の序言には本「提要」上梓の意味をホンの一言叙するに止めたが、原「講義」の序言及び断はりがき(例言)中には意義頗る味ふべきものがあるので、せめてはその要旨を本「提要」にも掲げて然るべく、別して原「講義」の既に事實的に絶版となれる今日に於て尙ほさらならん、と懇切にお勧め下さる二三の學友もあり、尤もな忠言と思ひ、今その要旨を跋言として左に摘録することにする。

私は今から四十年前の日露戦役に一時陸軍の任務に就くことになり、遼東守備軍司令部附として従軍し、主として滿洲占領地の行政事務に參與せる折、海牙議定の陸戦法規慣例規則(舊)の占領地條項を初めとし、陸戦關係の諸般の國際法則を詳に検討するの要に逢着した。これが私をして斯學の研究に志すに至らしめた抑もの由來である。のみならず、その研究に一の示唆を與へたのは、同戦役従軍中に少なからず感じたる當年の陸軍大臣寺内正毅伯及び遼東守備軍參謀長神尾少將(後に大將、男爵)の國際法に對する甚大の理解そのものであつ

た。寺内陸相には當時私は公務にて一再となく謁したが、その都度伯の國際法則を尊重するの誠意に深く敬服した。神尾參謀長には私は當時現地において直屬し、占領地行政事務に關し日々指揮を承はつたが、その間にありて男の國際法則に忠實なることにも、これ亦衷心敬意を表せざるを得なかつた。軍人はただ敵を屠るを知りて國際法など眼中に無きものと當初妄想し居りたる私は、痛くその謬見を恥ぢ、同時に陣中にありて國際法を論辯するの決して徒事徒勞に非ざる所以を感得した。これが私を戰時國際法の一層の研究に促さしめたる間接の一動機でもあつた。

その後明治四十一年の頃、私の塊都に官遊中には、折から倫敦にて海戦法規の國際會議があり、次で倫敦宣言の調印となり、歐洲諸新聞紙上日として之に關する記事評論の掲載なかりしはなく、随つてその研究には得易からざる好機會を獲た。私の在歐四年間は、役所の庶務以外には、外交史に關しては巴爾幹問題、國際法に關しては海戦法規の研究に殆ど全時間捧げた積りである。程なく起りたる歐洲第一次大戰が如何に豊富の資料を斯學の研究者に提供したかは言を俟たない。大正六年外務の徵官を退くや、私は愈々斯學の研鑽に専心精

進することに決意し、爾來蠹卷の裡に起坐しつゝ碌々以て今日に及んだ。

この間にありて私は、帝國海軍の推薦にて昭和十年に中華民國政府の聘に應じ、同國海軍部の幹部將校に戰時國際法の大要を講述することとなつたので、教案を立つるの傍ら多年累積の關係雜稿を取捨整理し、更に支那事變となり、前の上海事變の折と同じく乏を帝國艦隊の國際法事務囑託に承けて従軍するや、公務の餘暇に隨つて録し隨つて編し、次で現下の歐洲第二次大戰を迎ふるに及び、能ふ限りの増補を稿本に加へ、かなりの苦心の末一昨年末に刊行したものが五千頁を摩する浩瀚の原「講義」四卷である。

今や百萬の皇師は異域にあり櫛風沐雨、その日夕の艱苦を遙に想察するとき、銃を操りて戰場に馳驅するの資格なき蠹魚の輩としては、せめてはペンを手にして微力を斯學の向上に捧ぐるも亦報國の一端たるべきを惟ひ、孜々その業に勵みつゝあるが、實を云へば老騏聊か日暮れて道遠しの感なきを得ない。私は心身共に今尙ほ嬰鑠、能く壯者を凌ぐと自信はすれど、齡のみは豫定の數序を追ふて進み、今や古稀を過ぐることに既に三で、算歴の上では漸く老境に入つたことを否み得ず、天は百歳の壽を叨りに惠與せられすとすれば、空樹の朽ち倒

るるも最早や遠くはあるまい。國際法關係の問題で書きたいことは尙ほ滾々として盡きぬが、原『講義』を一先づ四卷にて擱筆し、生前の遺稿として印刷に附したのも、畢竟は右の故である。當時豫期せざりし本『提要』の刊行が書肆照林堂主宰の好意にて世に出づるに至つたに對しては、一段の喜びを抑え得ない。絶版の原『講義』も、その綱領は本『提要』に依り今後江湖の叱正を仰ぎ得る譯である。

更に例言として、左の若干事項は此に附記するの要あるかと思ふ。

第一。本書に於ては陸、海、空軍の交戦法則の論述に上下兩卷を通算し一千二百頁を費せるに比し、中立法則のそれは下巻中の三百頁弱に過ぎないので、一見交戦法則に密にして中立法則に甚しく疎なるの觀があらう。けれども、これは中立法則の性質にも因ることであるが、一は世間普通の國際法教科書にありては、封鎖侵破、戰時禁制品輸送、非中立的役務（軍事的幫助）、臨檢搜索及び拿捕、捕獲審檢等の海上捕獲關係事項は之を中立篇に於て説くを常とするも、私は海上捕獲の如きは海上作戰の須要的作用として該關係事項を總て海戰篇の要部として論述するを寧ろ適當と認め、之を海戰篇に移したが故である。即ち海上に於て

當然交戦者權の支配の下に立つ所の中立國人の（中立國政府のではない）權利義務は多く之を海戰篇にて説くことにし、中立篇に於ては主として中立國の政府自體の權利義務及び交戦國のそれとの關係に之を限らしむることにした結果である。讀者徒らに本書中の中立篇の比較的一見少量なるを訝るないやうに願ひたい。

第二。第一次大戰に於ては、交戦の當年の法規慣例の上に於て既に時代錯誤となれるもの多々發見せられたが、現下の第二次大戰及び大東亞戰爭にありても亦之に譲らない。随つて前者に於けると均しく後者にありても、交戦國の國際法違反として傳へられたる數多き行爲の中には、眞に違法のものもあれば、科學の大進歩に伴へる交戦の方術の大變化に由り、今日では違法を以て論ずるの當らざるものもあらう。しかも之を的確に批判するには、戦後關係資料の具さに世に出づるあるに及んで詳細に検討したる上に非ずんば不可能で、本書編述の際にはその一半をだに入手するを得ざりしを遺憾とする。けれどもその間にありて、時々内外新聞紙上に報道せられたる關係資料は、能ふ限り之を採取するに努めた。

第三。我國が原締約國又は加入國となつてある現行の條約その他の國際約定、及び我國の

現行法令、公文書等は、概して片假名交りにて引抄する。但し讀易からしむるため便宜句讀點、濁點等を附けた。

第四。既に歴史に入れる人々には原則として敬稱を省略する。現世者にしても外國人には概して之を附けない。敢て内外人を殊別する意味からではなく、要は便宜主義に過ぎない。

第五。泰西の國人名等を故さら讀みにくい漢字にて書くのは無益であり、無意味でもある。外國の固有名詞は之を寫すに成るべく假名文字を以てするの便多きこと論を俟たない。けれども既に多數者の眼に見慣れたる例へば英、米、獨の如きをも總てイギリス、アメリカ、ドイツと書かねばならぬとするのは、これ却つて謂ゆる統一弊の餘弊と評すべきであらう。本書に於ては、固有名詞の眼慣れたる漢字は必しも斥けず、取捨一に便宜に由るとし、敢て杓子定規に拘泥しない。

第六。今一つ、問題は一寸埒外にはみ出るが、私は平素の宿論として、漢字の制限には漢語の制限が先決で、殊に平易の一字で済むべきに故さら漢字を二字づつ重ねるの弊を改むるのが緊切である、と深く信じ強く主張する者である。漢字を無理に又は無意識に二字連ぬる

弊は、別して法規關係の文書の上に多い。手近かの一例を取りて云へば、船の一字で足る所に態と船舶と書く。船といふ字は元々大小兼用なるも、船は専ら大船のことである。然るに例へば帝國船舶法には「總噸數二十噸未満ノ船舶」(第二十條)とあり、又帝國海戦法規にも「専ラ沿岸漁業又ハ地方的小航海ニ用キラルル……船舶ガ」(第二十五條)とある。斯かる笑ふべき條句は我國の他の法規の上にも、又國際法關係の記事論文の上にも、隨處に見出される。此に「交戰國の船舶に便乗又は積載することを禁止す」といふ條文がありとする。これは「交戰國の船に乗り又は積むことを禁ず」ではなぜ惡うであらうか。Freedom of the seasは海の自由で足りる。それを故さら海洋の自由と稱するは何故であるか。戦争といふ二字重ねる語も亦同様である。邦語の「いくさ」、「たたかひ」の名詞は、漢字では「戦」である。それを「戦ひ」且「争ふ」の二字にするのは餘計な話で、つまり我國の漢語用者の通弊といふべき必要な場合にも強て二字重ねる風の餘流を出でない。勿論戦争といふ言葉は耳慣れて居り、且「大東亞戦争」は我が政府の公定語であり、當然之を奉用すべきであるが、本書では斯かる公定語以外には、概して戦の一字で済ませる。勿論用語には習慣もあり、法令術

語の拘束もあるから、通じて一律には行かず、論文の用語の殊に法律文の簡易化を主張する私自身も、時には無意識的に却つて生硬の文字を用ゆるの矛盾を敢てし、笑を江湖に招くことなきを保しない。ただ成るべくといふ範圍に於て能ふ限り簡易の言葉を選ぶことは、本書を通じ私の努めて心懸けた所である。随つて本書中には、世間普通の國際法教科書のそれと異なる用語が往々散見すべく、讀者の怪まれざることを希望する。

昭和十八年十二月

信 夫 淳 平



## 索 引

(邦語の順位は成るべく開令式ローマ字綴方に依る)

- |  |  |
|--|--|
| <p>Aaland の中立.....下, 642</p> <p>Abreu 提督.....下, 796</p> <p>Achaia, The,.....下, 782</p> <p>Adela, The,.....下, 760, 782</p> <p>Admiral, The,.....下, 157</p> <p>Africa, The,.....下, 311</p> <p>Aghios Nicolaos, The, ...下, 159</p> <p>Aghios Spiridon, The, ...下, 159</p> <p>Aguesseau, H.F. de,.....上, 16</p> <p>Alabama, The, ...上, 41; 下, 139, 657, 772, 775, 787, 798, 815, 848</p> <p>Albany, The,.....下, 796</p> <p>Aldworth, The,.....下, 219</p> <p>Alexandra, The,.....下, 332</p> <p>Alfred Hage, The,.....下, 335</p> <p>Alfred Nobel, The, .....下, 403, 405</p> <p>Alien enemy (敵外人を見よ)</p> <p>Allanton, The,.....下, 363</p> <p>Alminius, J.,.....上, 11</p> <p>Almir, Alexandrino, The, .....下, 277</p> <p>Alternat (條約の).....下, 947</p> <p>Altmark, The,.....下, 806</p> <p>Alvarez, Dr.,...上, 803-4; 下, 651</p> <p>Alwina, The,.....下, 374, 435</p> | <p>Ambiorix, The,.....下, 782</p> <p>Ambra, The,.....下, 554</p> <p>Amorduct M. Co. v. Defries &amp; Co.....上, 256</p> <p>Amplion, The,.....下, 43</p> <p>Amy Warwick, The, ...上, 923; 下, 603-4</p> <p>安導券(護照を見よ)</p> <p>Angary (非常收用權を見よ)</p> <p>Anna, The,.....下, 759, 771</p> <p>Anne, The,.....下, 766, 782</p> <p>Antiopé, The,.....下, 385</p> <p>Antoine v. Morshead.....上, 468</p> <p>Aphrodite, The,.....下, 382</p> <p>Apollonia, The,.....下, 345</p> <p>Appam, The,.....下, 579, 863</p> <p>Aquileia, The,.....下, 258</p> <p>Aquinas, T.....上, 111</p> <p>Arabi Pasha.....上, 627</p> <p>荒川邦藏.....上, 79</p> <p>Ardagh 少將.....上, 394</p> <p>Argun, The,.....下, 579</p> <p>Ariadne No. 1, The,.....上, 270</p> <p>有賀長雄</p> <p>土民防闘及群民起闘.....上, 389</p> <p>海牙平和會議.....上, 92</p> |
|--|--|

有賀長雄(續)  
 保護國.....上, 72  
 休戰.....下, 907, 930, 934  
 の履歴.....上, 70 以下  
 占領地内住民.....下, 934  
 戦地衛生後送機關.....上, 519  
 有田前外相.....下, 457以下, 470  
 Armada 艦隊の敗滅.....上, 195  
 Armitz Brown v. U.S.,.....上, 750  
 Arnerid, The,.....下, 937  
 Arrêt de Prince .....上, 147, 793  
 Aryol, The,.....下, 131, 136, 138  
 淺間丸事件.....下, 450, 455 以下,  
 470, 479, 480, 495, 818  
 Asquith, H.H.,.....上, 35; 下, 44,  
 314  
 Asson, T.M.C.,.....上, 41, 53  
 Assistent, The,.....下, 223  
 Asturian, The,.....上, 302  
 Atalanta, The, .....上, 274, 292;  
 下, 442, 501  
 Athenia, The,.....下, 126  
 Atherlay-Jones.....下, 349  
 Atlas, The,.....下, 345  
 Atlas and Lighters, The, .....  
 下, 222  
 Atteridge, A.H.,.....下, 326  
 Aube 提督.....下, 52  
 Augustine, St.,.....上, 111  
 Aurora, The,.....下, 876  
 Austin, J.,.....上, 14  
 Australia, The,.....下, 959, 963  
 Austria, The,.....下, 225  
 Axel Johnson, The,.....下, 331

Ayala, B. de,.....下, 691  
 東艦.....上, 83  
 Baden, The,.....下, 581  
 Balkan 戦役 (1912-3).....上, 833;  
 下, 707, 945  
 Balto, The,.....下, 409  
 Banda, The,.....下, 335  
 Bangor, The,.....下, 564, 782  
 萬國國際法學會  
 平時封鎖.....上, 153, 160, 164  
 人質.....上, 744  
 非中立的役務.....下, 437  
 非常收用.....上, 800-1  
 不防守都市.....上, 614  
 海軍力砲撃.....下, 56  
 海峡閉鎖.....下, 804  
 海戦法規案 .....上, 744; 下, 28,  
 322  
 開戦手續.....上, 202  
 開戦と條約.....上, 230  
 海底電線破壊.....下, 73-5  
 海上捕獲法案.....下, 216, 503  
 間諜.....上, 661  
 機雷公海敷設.....下, 38, 41  
 國際捕獲審檢制.....上, 36, 41  
 航空機.....上, 868  
 交戦團體.....上, 367  
 無線通信取締.....下, 88, 699  
 陸戦法規案.....上, 32, 786; 下, 56  
 領水問題.....下, 824  
 先買權.....下, 372  
 戦時禁制品.....下, 322  
 條約の效力.....上, 230

萬國國際法協會  
 非常收用.....上, 801  
 俘虜待遇規則案.....上, 404, 442  
 封鎖法規案.....下, 148  
 海戦法規案.....下, 4, 23, 47, 98,  
 148-9, 216, 263, 439  
 海上中立財産條約案.....下, 318,  
 648, 870.  
 機雷公海敷設.....下, 41  
 國旗の僞用.....下, 98  
 國際刑事裁判所.....上, 827  
 航空.....下, 967  
 空戦法規案.....上, 848以下  
 の目的.....上, 42  
 陸戦法規案.....上, 91, 786; 下,  
 648  
 領水.....下, 752, 804  
 占領.....上, 694  
 占領地法則.....上, 807以下  
 戦時禁制品法案.....下, 381  
 中立法規案.....下, 870  
 中立證明書制.....下, 426  
 郵便信書尊重條約案.....下, 265  
 萬國郵便條約(1934).....下, 274  
 盤谷丸.....下, 276  
 Bar, Prof.,.....下, 712  
 Barbeyrac, J.,.....上, 18  
 Barcelo, The,.....下, 272  
 Bariquen, The,.....下, 454  
 Barmbek, The,.....下, 246, 613  
 Baron Stjernblad, The,.....下,  
 557  
 Barraconta, The,.....下, 937  
 Barred zone.....下, 48

Batavier II, V & VI, The,.....  
 下, 331  
 Baty, Dr. T.  
 平時封鎖.....上, 156  
 人質.....上, 744  
 報復.....上, 150  
 ——(對中立人).....下, 293  
 封鎖.....下, 186  
 降伏兵殺害.....上, 559  
 無線電信取締.....下, 86  
 領水.....下, 751-2  
 占領.....上, 704  
 中立領土の兵の通過.....下, 692  
 Bautre X, The,.....上, 272  
 Behn v. Miller.....上, 262  
 米國 (U.S.A. を見よ)  
 米西戦役  
 軍使.....上, 675  
 捕獲審檢の準據法.....下, 604  
 補給石炭數量.....下, 894  
 俘虜.....上, 415  
 海底電線破壊.....下, 83-4  
 艦艇讓渡.....下, 790, 800  
 交戦状態成立.....上, 197-9, 212  
 嚮導.....上, 735  
 休戦及講和條約.....下, 913, 929  
 サンチアゴ開城.....上, 687  
 私艦.....下, 213  
 敵兵不助命の命令.....上, 566  
 敵人在留.....上, 310  
 中立嚴守.....下, 681  
 中立領土の負傷兵通過.....下, 725  
 中立人の軍需品供給.....下, 710  
 中立船破壊.....下, 536

米洲安全水帯.....下, 653  
 ——共和國中立宣言(巴奈馬).....  
 下, 653  
 ——中立委員會.....下, 656, 720  
*Belgia, The*,.....下, 227  
*Belgium* の中立化及その侵犯.....  
 下, 624, 641, 661  
*Bello, A.*,.....上, 69  
*Bellot, H.H.L.*  
 占領地法則.....上, 808  
 潜水艦.....下, 106  
*Benes* 決議案.....上, 869  
 便衣隊.....上, 395以下  
*Bentham, J.*,.....上, 23-3  
*Bentzen v. Boyle*.....上, 251, 302  
*Bering* 海問題.....下, 751  
*Berkeley* 提督.....下, 467  
*Berlin* 令.....下, 163, 293  
*Berlin* 會議及議定書(1885).....  
 上, 50, 173, 705  
*Berlin* 條約(1878).....上, 155;  
 下, 768, 949  
*Bermuda* の租借.....下, 791  
*Bermuda, The*,.....下, 395  
*Bernisse, The*,.....下, 559  
*Bertha Elizabeth, The*,.....下,  
 577  
*Billot, Prof.*,.....上, 354, 357  
*Birkenfels, The*,.....下, 229  
*Birkenhead, Earl of*,  
 萬民際法.....上, 15  
 捕獲審檢.....下, 61  
 中立.....下, 687  
*Bismarck*

報復.....上, 740, 743  
 俘虜.....上, 413-4  
 交戦者.....上, 384  
 侵略者の名を避く.....上, 116  
 私有財産.....上, 767, 773, 781  
 對伊講和談判及償金... 下, 931,  
 951  
 條約の效力.....上, 228  
*Björn, The*,.....下, 368  
*Björnstjerne Björnson, The*,...  
 下, 403  
*Black Diamond guarantee*.....  
 下, 492  
*Black Sea* の中立化..... 下, 641  
*Blackstone, Sir W.*,.....上, 321  
*Blanco, Marshal*,.....上, 675  
*Blonde, The*,.....下, 247, 770, 794  
*Bloom* 中立法案.....下, 670  
*Bluntschli, J.K.*  
 暗殺.....上, 558  
 米國陸戰訓令評.....上, 353  
 軍律.....上, 819, 821, 823  
 非中立的役務.....下, 437  
 砲撃.....上, 616, 621  
 俘虜.....上, 456, 471; 下, 721  
 戦の定義及性質.....上, 369  
 海底電線保護.....下, 73  
 開戦と條約.....上, 228  
 間諜.....上, 668  
 禁制品賣込.....下, 713  
 休戦.....下, 940  
 無差別的砲撃.....上, 616  
 の履歷.....上, 49  
 陸戦法規.....上, 31

## Bluntschli (續)

成典國際法.....上, 49, 78  
 占領.....上, 711, 721, 788  
 戦時禁制品.....下, 379  
 私有財産.....上, 319  
 敵性.....上, 369  
 徵發及取立金.....上, 774  
 中立の性質.....下, 625, 692  
 中立國への宣入軍隊.....下, 718  
 中立船破壊.....下, 534  
 中立人の義務.....下, 713, 740  
 條約の效力.....上, 228  
*Bobrik, The*,.....上, 233, 609  
*Boeck, C. de*,.....下, 534, 959  
*Boedes Lust, The*,.....上, 147  
*Boeros, The*,.....上, 306  
*Bogads, The*,.....下, 768  
 墨子.....上, 6  
*Bonfils, H.*  
 軍律.....上, 820, 824  
 人質.....上, 744  
 俘虜.....上, 447  
 間諜.....下, 668  
 奇計.....下, 578, 629  
 國際法違反.....下, 695  
 休戦.....下, 927  
 連坐罰.....上, 824  
 赤十字旗.....上, 350  
 占領.....上, 720, 748  
 宣戰.....上, 196  
 中立.....下, 687, 695  
 中立船破壊.....下, 535  
*Bonna, The*,.....下, 469  
*Borah, W. E.*,.....上, 189; 下, 662

## Borchard, E.M.

賠償責任.....上, 641, 644  
 米國と中立.....下, 663  
*Gibbon* 事件.....下, 737  
 戦時禁制品.....下, 415  
 戦時債權決済.....上, 808  
 戦場所在財産.....上, 632, 641, 644  
 私有財産.....上, 750  
*Bosphorus* 及 *Dardanelles*.....  
 下, 42, 809, 884  
*Bottomary bond* (船底抵當權)...  
 下, 551  
*Bourgeois, L.*,.....上, 60-2; 下, 730  
*Bower, Sir G.*,.....下, 106  
*Bowler, T.G.*,.....下, 542  
*Bowring, Sir J.*,.....上, 23  
*Brage, The*,.....下, 332, 345  
*Brest-Litovsk* 條約.....下, 920,  
 960, 962, 968  
*Briand-Kellogg Pact* (不戦條約  
 を見よ)  
*Briggs, H.W.*,.....下, 284, 762, 796  
*Bright, J.*,.....上, 28; 下, 215  
*Brown, P.M.*,.....上, 190  
*Brunus, C.*,.....上, 194  
*Brussels* 陸戦法規會議及宣言案  
 電信線破壊.....下, 73  
 毒物使用.....上, 553, 590  
 軍使.....上, 673-4, 677  
 俘虜.....上, 401 以下, 408, 422,  
 488, 726  
 開催の來歴.....上, 30  
 海底電線.....下, 74  
 間諜.....上, 654, 656, 659, 661, 665

- Brussels 宣言案(續)  
 降伏.....上, 687  
 攻圍.....上, 606以下  
 交戦者.....上, 379  
 嚮導.....上, 732, 735  
 休戦.....下, 926, 928, 940  
 民兵.....上, 380  
 民衆軍.....上, 389  
 掠奪.....上, 647  
 宣言案の邦譯.....上, 90  
 占領.....上, 695-6, 699, 723, 726  
 私有財産.....上, 456  
 敵不助命の宣言.....上, 563  
 徴發及取立金.....上, 774  
 要塞都市と開放都市.....上, 612  
*Brussels, De 31, The*,.....下, 224  
 Bryan, W.J.,.....下, 436, 668, 745  
 Bryan 平和促進條約.....上, 191  
 Bryce, J.,.....上, 54, 578, 741  
 Bryce 委員會報告.....上, 578  
 Buckley 判事.....上, 244, 257  
 Bülow, Prinz,.....下, 469  
 Bulmerincq, A.,.....下, 183  
*Bundesrath, The*,.....下, 6, 396  
 Burlamaqui, J.J.,.....上, 18  
 Burton 案.....下, 414  
 武装中立(1794-1800).....下, 163, 211, 311, 320  
 Butler, N.M.,.....下, 662  
 Butler, R.A.,.....上, 902  
 Bynkershoek, C.V.,...上, 15, 19, 194, 750; 下, 211, 616, 622, 749, 758  
*Caique X, The*,.....上, 272  
*Cairnsmore, The*,.....下, 561  
 Calvin, J.,.....上, 11  
 Calve, C.,.....上, 69, 176以下, 319, 324, 801  
 Campbell, F.A.,.....上, 333  
*Cape Corso, The*,.....下, 612  
*Carnarvon Castle, The*,.....下, 847  
*Caroline, The*,.....下, 762-5  
 Carpentier, p.,.....上, 355  
 Cartel.....上, 477  
 Cartel 船.....上, 477  
*Carthage, The*,.....下, 471  
*Carvalho, The*,.....下, 456  
 Cash and carry system (現金自搬制を見よ)  
 Castlereigh, R.S.,.....上, 784  
*Catherina Elizabeth, The*,.....下, 501  
 Cator 判事.....下, 612  
*Centennial, The*,.....下, 937  
*Cervignano, The*,.....下, 258  
*Ceylon, The*,.....下, 22  
 Chaco 戰 (1933).....下, 659, 794  
 Chamberlain, N.,.....上, 189; 下, 192, 287  
 Charleston の閉塞及封鎖.....下, 30, 173, 183  
 Charter-party.....下, 484  
*Cheref, The*,.....下, 532  
*Chesapeake, The*,.....下, 467  
*Cheshire, The*,.....上, 303  
 Chicherin, G.V.,.....下, 810  
*Chile, The*,.....下, 230, 240, 242

- Chile Order, The*,...下, 226, 230, 240, 242  
 China (支那を見よ)  
*China, The*,.....下, 454  
*Christian Boles, The*,.....下, 454  
*Christopher, The*,.....上, 517  
*Chrysopolis, The*,...上, 306, 803; 下, 434  
*Chumpon, The*,.....下, 284  
 Churchill, W.,.....下, 127  
*Circassian, The*,.....下, 303  
*City of Flint, The*,.....下, 862, 864  
*Clan Grant, The*,.....下, 552  
 Clarendon, Earl of,.....上, 173  
 Clark, E.,.....下, 635-6  
 Clausewitz, G.K.v.,.....上, 48  
 Cobbett, P.  
 捕獲審檢.....下, 575, 582  
 俘虜.....上, 436  
 海上私有財産.....上, 207  
 占領.....上, 728, 732  
 借款支拂義務.....上, 326  
 傷病者救護.....上, 498  
 中立義務.....下, 762  
 Cobden, R.,.....上, 28; 下, 215  
*Cocus, The*,.....下, 568  
*Colenso, The*,.....上, 254  
 Colombos, C.J.,.....下, 222, 257, 267, 396, 769  
*Colonia, The*,...上, 279, 286; 下, 553  
*Columbia, The*,.....下, 157  
*Cometa, The*,.....下, 334  
*Commercen, The*,.....下, 333  
 Com. d'Assur. N.S.,.....上, 260  
 Compiègne 休戦規約 (1940).....下, 912  
*Comte de Smet de Naeyer, The*,.....下, 261  
*Concadoro, The*,.....下, 231  
 Congo の中立化.....下, 642  
*Congo, The*,.....下, 236  
*Conqueror, The*,.....下, 219  
 Consolato del Mare.....下, 208, 586  
 Constantine 大帝.....上, 10  
*Consul Corfitzon, The*,...上, 329  
 Contraband Control Board.....下, 297  
 ----- base.....下, 591  
*Continental T. & R. Co. v. Dailmer*,.....上, 244  
 Convoy (軍艦護送を見よ)  
 Coquet, L.,.....下, 9  
 Corfu の中立化.....下, 642  
*Corier Maritimo, The*,...下, 555  
 Corinth 運河.....下, 642  
*Cormoran, The*,.....下, 877  
*Correntina, The*,.....下, 335  
 Coulondre, M.,.....上, 217  
 Crete 封鎖 (1897).....上, 154  
*Cretic, The*,.....下, 556  
 Crimea 戰役.....上, 26, 310, 496-7, 587, 828; 下, 18, 51, 211-2, 228, 242, 251, 395, 503, 536, 591, 710, 741  
 Cronje 將軍.....上, 555

*Cushing v. Laird*..... 下, 554  
*Cydnus*, The,..... 上, 272  
 Cyprus..... 下, 583  
*Czarevitch*, The,..... 下, 873  
*Czar Nicolai II*, The, ... 上, 306;  
 下, 234, 246  
 Czecho-Slovakia..... 上, 768 以下  
  
*Dacia*, The,..... 上, 279, 288 以下  
 拿捕の意義..... 下, 199  
 『第五列』..... 上, 663; 下, 351  
 大東亞戦争..... 上, 433, 444, 707;  
 下, 170  
 Dana, R.,..... 上, 66, 800; 下, 499  
*Dankebaar African*, The, .....  
 上, 300  
 D'Annunzio, G.,..... 上, 139  
*Dant*, The,..... 上, 254  
 Danube 河口の中立化..... 下, 642  
*Danube*, The,..... 上, 301  
 ダルダネルス (ボスフォラスを見  
 上)  
 Danzig..... 下, 243  
*Davanger*, The,..... 上, 271, 275;  
 下, 567  
 Davis, G.B.,..... 上, 442  
*De Jager v. A.G. of N.*,..... 上,  
 252  
 Democracy..... 下, 720  
 Denial of Justice..... 上, 146  
 丁抹中立規則(1938)..... 下, 650  
*Denver*, The,..... 下, 422  
*Derflinger*, The,..... 下, 236  
 Despagnet, F.,..... 上, 324

Detain の意義 ..... 下, 230  
 Deutschland  
 白耳義侵入(1914).... 下, 624, 695  
 丁抹及諸威侵入(1940).... 下, 637  
 獨葡通商條約(1908)..... 上, 798  
 軍紀(第二次大戦)..... 上, 439  
 軍機取捕法 ..... 上, 655  
 軍律及軍事法廷 ..... 上, 818  
 軍使..... 上, 674, 677-8  
 叛逆罪..... 上, 814-5  
 人質..... 上, 741  
 捕獲審檢制..... 下, 577, 593, 606  
 砲撃..... 上, 615, 620  
 俘虜取扱 (第一次大戦)..... 上,  
 425以下, 434以下, 464  
 —— (第二次大戦)..... 上,  
 426  
 俘虜情報局(第一次大戦).... 上,  
 491  
 海賊及捕獲法規.... 上, 261, 291,  
 361; 下, 8, 14, 87, 263, 332, 341,  
 364, 401, 446, 474, 476, 481,  
 487, 489, 549, 566, 572, 580,  
 865  
 刑法..... 上, 655  
 國旗移轉效力..... 上, 291  
 降伏規約..... 上, 685  
 ルクセンブルグ侵入(1914).....  
 下, 695  
 蘭白佛攻略(1940).... 上, 771以下  
 陸戦慣例(1902).... 上, 351, 360,  
 371, 393, 417, 421, 439, 446,  
 474, 476, 487, 542, 558, 565,  
 612, 615, 620, 677, 674, 677-8,

Deutschland (續)  
 685, 711, 719, 731-3, 815, 818;  
 下, 713, 719, 722, 726, 730, 922,  
 933  
 三國同盟(1879) ..... 下, 624  
 占領及占領地行政..... 上, 711以  
 下, 739以下, 781, 790  
 戦時禁制品目..... 下, 353, 357  
 對波蘭開戦(1939)..... 上, 211  
 對葡開戦(1916) ..... 上, 799  
 在港敵商船取扱..... 下, 246  
*Diana*, The,..... 下, 873  
 Dicey, A.V.,..... 上, 123  
*Doelwijk*, The, ..... 下, 395, 961,  
 963  
 Dogger Bank 事件 (北海事件を  
 見よ)  
 獨佛休戰規約 (1940)..... 上, 715;  
 下, 921  
 毒瓦斯及毒物使用 ..... 上, 375, 552  
 以下, 392以下  
 毒瓦斯禁止議定書 (1925)..... 上,  
 548, 599以下  
 毒瓦斯性投射物禁止宣言(1899)...  
 上, 549, 599  
 ——使用の當否..... 上, 592以下  
 ——と第二次大戦..... 上, 606  
 ——と華府條約 ..... 上, 596  
*Dolphin*, The,..... 下, 395  
 Domicile の意義..... 上, 237 以下  
 Don Pacifico..... 上, 151  
 Drago, L.M.,..... 上, 70, 177; 下, 791  
 Drago 主義..... 下, 178  
*Draupner*, The,..... 下, 445

*Dresden*, The,..... 下, 757, 835  
 Duke, Sir H.,..... 下, 243  
 Dum dum 彈..... 上, 550, 568; 下,  
 681  
 Dunant, H.,..... 上, 497  
 Dundonald, Earl of,..... 上, 587  
 Dupuis, C.,..... 下, 436, 535, 606, 759  
*Düsseldorf*, The, ..... 下, 564-5,  
 770, 783  
  
*Eastry*, The,..... 下, 363  
 Edmonds 大佐..... 上, 358  
*Edna*, The,..... 上, 286  
 Edward 三世..... 下, 586  
*Edward & Mary*, The, ... 下, 516  
*Eemland*, The,..... 下, 186  
 英國 (Great Britain を見よ)  
*Eir*, The,..... 下, 335, 553  
*Ekaterinoslov*, The, ..... 上, 103,  
 414; 下, 768, 783  
*Elbe*, The,..... 下, 938  
*Elida*, The,..... 下, 560  
*Eliza Ann*, The, ..... 上, 102, 195  
 Ellenborough, Lord, ... 上, 321, 325  
*Elsa*, The,..... 下, 368  
*Elve*, The,..... 下, 559  
 Embargo ..... 上, 146  
*Emden*, The, ..... 下, 109, 581  
 煙幕 ..... 上, 629, 912  
 榎本武揚..... 上, 77, 81, 83  
 榎本重治氏..... 下, 9, 15  
*Eorus*, The, ..... 下, 531  
*Erymanthos*, The,..... 下, 227  
*Eskimo*, The,..... 上, 261, 308

- Eugenia*, The,.....上, 292  
*Evans*, Sir S., .....上, 259 以下,  
 308, 796; 下, 283, 286, 334, 563,  
 569, 585, 612
- Falaba*, The,.....下, 101  
*Falkenhausen* 將軍.....上, 712  
*Falkenhayn* 將軍.....下, 103  
*Falkland* 沖の會戰(1914).....下,  
 843  
*Fanny*, The,.....下, 501  
*Farn*, The,.....下, 581  
*Fauchille*, P.A.J.  
 爆撃目標.....上, 896  
 捕獲審檢.....下, 606, 958  
 不防守地砲撃.....下, 62  
 封鎖.....下, 165  
 海戦法規案.....下, 28  
 航空.....上, 840  
 の履歴.....上, 63  
 占領.....上, 691  
*Federico*, The,.....下, 439  
*Felicity*, The,.....下, 533  
*Fenix*, The,.....下, 227, 239, 247  
*Ferguson*, J.H.,.....上, 152; 下, 263  
*Feronia*, The,.....下, 232  
*Field*, D.D.,.....下, 854  
*Fiore*, P.,.....上, 63  
 捕獲審檢.....下, 959  
 荒墳.....上, 639  
 休戦.....下, 940  
 の履歴.....上, 63  
 の成典國際法.....上, 49, 64  
 私有財産.....上, 319
- 中立船破壊.....下, 535  
 在留敵人取扱.....上, 308  
 條約の效力.....上, 228  
*Fleischmann*, Prof.,.....下, 102  
*Foch* 元帥.....上, 579, 580; 下, 912  
*Foreign Enlistment Act*(英).....  
 下, 657  
 ——*Enlistment Act* (米).....  
 上, 660  
 ——*Jurisdiction Act* (英).....  
 下, 583  
*Folti*, The,.....上, 121  
*Fox*, C.J.,.....上, 557
- France  
 捕獲審檢制.....下, 591, 605  
 俘虜の宣誓解放.....上, 474  
 海戦法規.....上, 284, 361; 下, 7,  
 87-8, 201, 220, 306, 337, 343,  
 439, 459, 476, 481, 486-7, 489,  
 507, 532, 580, 606  
 間諜處罰法.....上, 655  
 國旗移轉效力.....上, 286  
 國務院の性質.....下, 592  
 墨西哥封鎖(1838).....上, 163  
 陸戦法規.....上, 354, 357, 460,  
 614; 下, 930  
 戰時禁制品目.....下, 352, 356  
 對獨報復令(1915).....下, 280  
 ——(1939).....下, 290  
 對敵通商禁止令.....上, 326  
 臺灣封鎖(1884).....上, 164  
 中立規則.....下, 775  
 在留敵國人取扱.....上, 309  
*Frances*, The,.....上, 250

- Franco*, Gen. F.,.....上, 663  
*Fratelli B. Mendl*, The,.....下,  
 768  
*Frau A. Howina*, The,.....下,  
 395  
*Freedom of the seas* (海の自由  
 を見よ)  
*Free ships, free goods*.....下, 210  
*Fridland*, The,.....下, 403, 405  
*Frieda Mahn*, The,.....下, 246  
*Friedrich* 大王.....上, 19, 325,  
 581, 746; 下, 279  
*Freundschaft*, The,.....上, 302  
*Friuli*, The,.....下, 247, 258  
*Funck-Brentano*.....下, 716
- Gaasterland*, The,.....下, 186  
*Gablentz* (塙元帥).....上, 675  
*Gaelic* The,.....下, 735  
*Galiani*, A. de,.....下, 147  
*Gariel*, G.,.....下, 420  
*Garnér*, J. W.  
 害敵手段.....上, 582  
 軍律.....上, 819  
 人質.....上, 742  
 非中立的役務.....下, 446  
 非常收用.....上, 803-4  
 捕獲審檢... 下, 589, 603, 614, 962  
 俘虜.....上, 426, 435, 463, 491  
 交戦者... 上, 384, 386  
 空戦.....上, 925  
 嚮導.....上, 734  
 潜水艦.....下, 178, 826  
 戦場所在財産.....上, 636
- 私有財産.....上, 759  
 敵財産管理.....上, 326  
 敵人訴訟能力.....上, 336  
 中立及中立權利義務.....下,  
 635, 726  
 中立化國.....下, 639  
 野蠻兵.....上, 384, 386  
*Géfion*, The,.....下, 560  
*Geier*, The,.....下, 843, 877  
*General*, The,.....下, 397, 469  
*General Armstrong*, The,.....  
 下, 760  
*Genese*, The,.....上, 285  
 現金自搬制.....下, 666以下  
*Gentili*, A.,.....上, 10, 15, 55, 111,  
 194, 542; 下, 748  
*Gerard*, J.W.,.....上, 426, 461  
*Gerasimo*, The,.....上, 251  
*Germania*, The,.....下, 224  
*Gessner*, L.,.....下, 379, 499, 534,  
 712  
*Gibbon*, E.,.....下, 735  
*Giles v. The Rep. of France*.....  
 上, 645  
 義戦.....上, 111以下; 下, 636  
 義和團事件(北清事變を見よ)  
 義勇兵團.....上, 379, 395  
*Glasgow*, The,.....下, 757, 842  
*Glass*, H.,.....上, 91  
*Glider*.....上, 852  
*Glitra*, The,.....下, 570, 572  
*Gompertz*, C.J.,.....下, 261  
*Good offices* (周旋を見よ)  
*Göppert*, Herr,.....上, 330

- Göring 元帥.....上, 901  
 Gorizia, The,.....上, 274  
 Gorontalo, The, .....上, 306; 下, 368  
 護照.....上, 747  
 Gothland, The,.....下, 220  
 Goudy, Prof.,.....下, 106  
 Gouwzee, The,.....下, 223  
 Grado, The,.....下, 258  
 Gram, G.,.....上, 60  
 Gran 飛行中尉.....下, 733  
 Grant, U.S.,.....上, 67  
 Granville, G.,.....下, 349  
 Graves, P.,.....上, 905  
 Great Britain  
 アレキサンドリア砲撃(1882)...  
 下, 52  
 バグダッド占領(1917)...上, 698  
 廣東砲撃(1856).....下, 51, 67  
 第一次大戦の終了期.....下, 956  
 丁抹攻撃(1801).....下, 51  
 ——(1807).....上, 120, 317, 644  
 外國軍服役禁令.....下, 657, 786  
 軍機保護法.....上, 655  
 叛逆罪.....上, 813  
 捕獲基金.....下, 529  
 ——審檢制.....下, 584以下  
 ——審檢取扱數.....下, 588  
 俘虜情報局.....上, 491  
 鹿兒島砲撃(1868).....下, 51, 67  
 海軍大演習(1889).....下, 53  
 海戦及捕獲法規.....下, 6, 324,  
 338, 371, 383, 398, 503, 520  
 開戦時敵商船取扱勅令...下, 239  
 同條約脱退.....下, 250  
 海事裁判所.....上, 50; 下, 586  
 國旗移轉效力.....上, 285以下  
 交戦状態成立(1914).....上, 214  
 ——(1933).....上, 216  
 高等法院法.....下, 587  
 講和條約法(1919).....下, 957  
 航空法.....上, 851  
 倫敦宣言より乖離...下, 3, 348,  
 402  
 陸戦法規.....上, 357, 442, 459,  
 612, 615, 620, 629, 671, 676, 719  
 占領地對敵禁止令(1915).....  
 上, 253  
 戦時禁制品目.....上, 371; 下,  
 348, 351, 353, 413  
 ——(1939).....下, 355-6  
 樞密院司法委員會の沿革.....  
 下, 589  
 商船法.....上, 266, 268  
 對敵報復令(1915-7).....下, 280  
 ——(1939).....下, 287  
 對敵通商禁止令(1914).....上,  
 241, 640  
 特別控訴院(1914).....上, 244  
 長距離封鎖.....下, 186, 191  
 中立規則.....下, 657, 821, 848  
 中立國旗濫用.....上, 268  
 在港敵商船取扱.....下, 238  
 Grey, Sir E.  
 軍艦護送.....下, 505  
 封鎖.....下, 315  
 敵人訴訟能力.....上, 333  
 Griffis, W.E.....上, 89

- Grotius.....上, 7以下, 73, 750  
 戦の分類.....上, 138  
 休戦.....下, 921  
 領水範圍.....下, 748  
 戦平法則論.....上, 10以下, 98;  
 下, 221  
 宣戦.....上, 194-6  
 戦時禁制品.....下, 320  
 自然法.....上, 16  
 中立.....下, 616, 621, 2, 636  
 グロチウス協會.....上, 43, 91; 下,  
 106, 112  
 潜水艦に関する報告...下, 106,  
 112  
 Guelle, J.,.....上, 475; 下, 940  
 Guerilla (遊撃隊を見よ)  
 Gulfield The,.....下, 101  
 Gunda, The,.....下, 561  
 軍艦護送.....下, 502以下  
 軍艦の定義.....下, 12以下  
 ——の治外法權.....下, 822  
 軍法會議...上, 448, 476, 809以下;  
 810  
 軍票.....上, 767  
 軍律.....上, 809以下  
 軍使.....上, 660, 668以下  
 Gustavus II.....上, 8, 9  
 Gutenfels, The,.....上, 253; 下, 229  
 軍事法廷.....上, 817以下  
 軍事的目標.....上, 213, 376, 619,  
 872, 879以下  
 Habana 海上中立條約.....下, 4,  
 29, 124, 421, 650  
 Haalem, The,.....下, 261  
 海牙平和會議(第一回).....上, 33,  
 486, 499, 588, 590, 609, 629, 828  
 以下; 下, 57, 77, 128, 398  
 ——(第二回)...35, 178,  
 209, 314, 349, 401, 465, 499, 549,  
 611, 733, 776, 830-2; 下, 1, 12, 23  
 以下, 38, 60, 85, 128, 140, 174, 206,  
 222, 235, 248, 251, 254, 256, 260,  
 265, 277, 303, 323, 398, 437, 730,  
 778, 788, 791, 838, 851  
 Hakan, The,.....下, 384  
 白旗.....上, 560以下, 671以下  
 八紘一字.....上, 113  
 迫撃砲.....上, 576  
 Hall, E. W.  
 米國の中立(1793).....下, 661  
 沿海漁業船.....下, 254  
 害敵手段.....上, 566, 578  
 軍艦護送.....下, 501, 509  
 軍律.....上, 826  
 軍事的行動の範圍.....上, 582  
 被拿捕船の中立港引致...下, 853  
 人質.....上, 741-3  
 非中立的役務.....下, 436-7  
 非常收用.....上, 803  
 批准の溯及性.....下, 954  
 捕獲審檢.....下, 578  
 俘虜.....上, 414, 566  
 封鎖.....下, 166, 168  
 海賊.....下, 115  
 海上私有財産.....下, 388, 533  
 間諜.....上, 661, 614  
 奇計.....上, 578

## Hall (續)

荒境.....上, 638  
 休戦.....下, 927, 932, 941  
 無差別的砲撃.....上, 616  
 の履歴.....上, 51  
 掠奪.....上, 650, 652  
 作戦基地.....下, 774  
 先買權.....下, 371  
 戦利品.....上, 652; 下, 201  
 占領及占領地.....上, 251, 582,  
 711, 726, 747, 782  
 宣戦.....上, 195  
 借款支拂義務.....上, 326  
 敵兵不助命.....上, 563  
 敵性.....上, 369  
 取立金目的の砲撃.....下, 55  
 徴發.....上, 760, 764; 下, 55, 68,  
 676, 695  
 中立及中立領土領水.... 下, 286,  
 759, 784, 786, 823, 850, 858, 873  
 中立財産破壊.....下, 533  
 中立人の應償當否.....下, 740  
 在留敵人取扱.....上, 308, 313  
 残留敵財産.....上, 319  
 自衛行爲.....下, 765  
 Halleck, Gen. H. W.  
 ゲリラ戦.....上, 386  
 非常收用.....上, 794  
 俘虜.....上, 422  
 封鎖.....下, 166  
 違法の拿捕.....下, 781  
 降伏規約.....上, 687  
 休戦.....下, 940, 942  
 の履歴.....上, 67

占領.....上, 729, 747  
 中立.....下, 693, 695, 759  
 中立國軍入軍隊.....下, 717  
 中立船傭入權.....上, 794  
 中立人の應償當否.....下, 740  
 Hamborn, The,.....上, 260  
 Hampton, The,.....下, 553  
 Hanametal, The,.....下, 260  
 Hanger v. Abbott.....上, 322  
 Hansa 同盟.....下, 209  
 Hans Wagner, The,.....下, 937  
 原敬.....上, 91  
 Harding, W.G.,.....下, 969  
 Hardy, The,.....上, 266  
 Hare, T.,.....上, 53  
 Harley, J. E.,.....上, 799  
 Harriet Lane, The,.....下, 184  
 Harris, T.,.....上, 76, 79  
 Hart, The,.....下, 445  
 Harvard 大學案  
 非中立的役務.....下, 434, 460  
 非常收用.....上, 801  
 報復.....下, 686  
 封鎖.....下, 153, 180, 316  
 海戦及空戦中立條約案.....下,  
 4, 650-1, 686  
 機雷公海敷設.....下, 41  
 國旗僞用.....下, 98  
 交戦國軍用航空機...下, 888, 891  
 空戦.....上, 848, 851, 858, 854;  
 下, 858  
 空戦規定の内容.....下, 4  
 臨檢搜索.....下, 466, 474  
 侵略に関する條約案.....上, 117

## Harvard 大學案 (續)

中立領水.....下, 811, 819, 828,  
 832, 871  
 中立證明書制.....下, 421, 424  
 輸入割當制.....下, 426以下  
 條約の效力.....上, 236  
 長谷川海軍大將...上, 153, 157以下  
 畑陸軍大將.....上, 113  
 Hautefeuille, L. B.,.....上, 694;  
 下, 165, 379, 693, 939  
 Hay-Pauncefote條約...下, 829, 859  
 林董.....上, 92  
 Hedin, S.,.....上, 572  
 Heffter, A.W.,.....上, 47, 79, 319,  
 700, 801; 下, 693, 717, 740  
 Hefz-el-Rahman, The,.....下, 159  
 Hegel, G. W. F.,.....上, 47  
 Heidelberg 決議.....上, 162, 164-5  
 兵器の語義.....上, 552  
 平時封鎖  
 の目的.....上, 155  
 の宣言及告知.....上, 160  
 の當否.....上, 156  
 支那沿岸.....上, 157以下  
 と第三國.....上, 164以下  
 と實力維持.....上, 161  
 Heina, The,.....下, 782  
 Helena, The,.....下, 914  
 Helicon, The,.....上, 803, 862  
 Heligoland.....下, 583  
 Henderson, Sir N.,.....上, 215,  
 606, 901  
 Hercules, The,.....下, 242, 770  
 Hermes, The,.....下, 367

## Hershey, A. S.,

沿海漁業船.....下, 254  
 害敵手段.....上, 552  
 封鎖.....下, 166  
 交戦國への艦船讓渡.... 下, 795,  
 800  
 嚮導.....上, 734  
 日露戦役.....下, 842  
 施毒兵器の使用.....上, 552  
 中立船破壊.....下, 537  
 Herzog, The,.....下, 397  
 東久世總督.....上, 80  
 Higgins, A. P.  
 ホールの國際法論.....上, 52  
 捕獲審檢.....下, 581, 601  
 潜水艦.....下, 828  
 敵性.....上, 269  
 中立國旗僞用.....上, 269  
 在留敵人取扱.....上, 313  
 『非交戦國』.....下, 625-7  
 Hilty, Prof.,.....上, 354  
 Hipsang, The,.....下, 536  
 Hitler ...上, 245, 427, 902; 下, 912,  
 950  
 非常收用權.....上, 147, 791以下  
 Hobbes, T.,.....上, 14  
 Hocking, The,.....上, 285  
 Hoffnung, The,.....下, 184  
 Hogan, A. E.,.....上, 163  
 捕獲の意義.....下, 199  
 捕獲權行使制限條約 ...下, 92, 251  
 以下  
 捕獲審檢の目的及管轄.....下, 584  
 以下



- 北海事件(1904)....上, 174; 下, 433  
 北清事變及同議定書.....上, 543;  
 下, 263  
 Holland (Netherlands を見よ)  
 Holland, T. E.  
 毒物使用.....上, 553  
 害敵手段.....上, 583  
 護照.....上, 748  
 軍使.....上, 674  
 平時封鎖.....上, 155  
 捕獲審檢.....下, 600, 610  
 不防守地砲撃.....下, 53  
 俘虜.....上, 408, 412, 429, 456,  
 459, 485  
 海戦法規.....上, 358; 下, 6, 265, 383  
 機雷公海敷設.....下, 33  
 國旗と敵性及中立性.....上, 273  
 高陞號事件.....上, 56  
 航空機及空戦.....上, 868  
 嚮導.....上, 734  
 倫敦宣言.....下, 542  
 の履歴.....上, 55  
 陸戦法規.....上, 354, 357  
 占領.....上, 723, 748, 780  
 私有財産.....上, 642, 757  
 戦地衛生機關.....上, 510, 522, 526  
 敵人訴訟能力.....上, 332  
 徵發及取立金.....上, 774; 下, 53  
 中立人の權利義務.....下, 674-6,  
 719, 746  
 中立財産破壊.....上, 642; 下, 536  
 運河の自由通航權.....下, 643  
 Hollweg, Bethmann, .....下, 103  
 Holtzendorf, E. v., .....上, 319,  
 324, 473  
 報復.....上, 143 以下, 435, 447,  
 494, 564; 下, 286, 353, 364, 446-  
 7, 452  
 Hors de combat.....上, 345, 593  
 Hosack, J.,.....上, 420  
 Hot pursuit.....下, 758  
 Howland, C.H.,.....上, 188  
 穂積陳重.....上, 88  
 Hsi-ping, The, (西平號)...下, 378  
 Hübner, M.,.....上, 24; 下, 625  
 Hughes, C.E.,.....上, 601  
 普佛戰役  
 獨逸沿岸封鎖.....下, 149  
 軍使の射殺.....上, 670  
 兵役義務者の歸國.....下, 451  
 佛國兵の瑞西竄入.....下, 720,  
 723  
 俘虜の留置.....下, 721  
 間諜.....上, 654, 661  
 國際法上の新問題.....下, 28-9  
 Metz 及 Sedan の降伏.....下,  
 687, 725  
 連坐罰.....上, 823  
 占領.....上, 695, 720, 725, 727  
 私有財産(海上).....下, 218, 536  
 ——(陸上).....上, 781  
 と日本の中立.....上, 83  
 徵發.....上, 767  
 中立領土.....下, 691, 707  
 不可抗力.....下, 230-2, 827  
 福島安正.....下, 917  
 福地源一郎.....上, 77, 88  
 Hurst, Sir C.J.B.,.....上, 236

- 俘虜  
 米獨俘虜協約(1918)....上, 403,  
 484  
 被拿捕船の.....下, 527  
 交換.....上, 478以下  
 救恤協會.....上, 448-9  
 運坐的制裁.....上, 441, 447, 483  
 待遇條約(1929)....上, 348, 407,  
 410, 418, 427, 432, 433, 437, 440,  
 447, 455以下, 493以下; 下, 964  
 取扱.....上, 418以下  
 郵便信書.....上, 449以下  
 情報局.....上, 488以下, 751  
 不戰條約....上, 106, 118, 126, 141,  
 185, 204; 下, 649, 663  
 伏見丸.....下, 276  
 藤田隆三郎.....上, 91  
 富士山艦.....上, 80  
 Hyde, C.C.,.....下, 843  
 威壓(條約締結の際の).....下, 960  
 Ikhona, The,.....下, 536  
 今澤工兵大佐.....上, 576  
 Imina The,.....下, 362  
 Immanuel, The,.....下, 310  
 India, The,.....下, 897  
 Indian Prince, The,....下, 570, 573  
 Indiana, The,.....上, 293  
 Indianic, The,.....上, 404, 569  
 Industrie, The,.....下, 88  
 Ingraben, The,.....下, 236  
 委任統治地(受任統治地を見よ)  
 Innocent II.....上, 546  
 Inquart, S.,.....上, 712  
 Institut (萬國國際法學會を見よ)  
 Insulae, The,.....下, 368  
 Int. Law Association (萬國國際  
 法協會を見よ)  
 Isidore de Saville.....上, 111  
 Island, The,.....下, 445  
 板垣前陸相.....上, 545, 697  
 Italy  
 コルフ占領.....上, 150  
 エチオピア戦.....上, 105, 129,  
 485, 604, 919, 395; 下, 664, 972  
 『非交戦國』.....下, 626  
 捕獲審檢制.....下, 594  
 伊土戰役.....上, 40, 207, 214,  
 310, 394, 833; 下, 395, 448, 471  
 海戦法規.....下, 9, 220, 258, 263,  
 306, 347, 354, 460, 482, 487, 572  
 刑法.....上, 655  
 國旗移轉效力.....上, 292  
 交戦法規(1938).....上, 361, 848  
 領水十裡案提唱.....上, 866  
 商船法.....上, 268; 下, 247, 754,  
 853  
 トリポリ併合宣言.....上, 703  
 中立法規(1938).....下, 891  
 伊藤博文.....上, 70  
 伊東巳代治.....上, 72  
 岩倉具視.....上, 82  
 Jabr-el-Kavater, The,....下, 159,  
 532  
 Jackson, R.H.,.....下, 792  
 Jacomet, R.,.....上, 429, 457, 772  
 Jannasch, L.,.....上, 425

- Janson v. D.C.M.*,.....上, 243  
*Jean, The*,.....下, 862  
*Jemtel, Y. Le*,.....下, 431  
*Jenning, R.Y.*,.....上, 125  
*Jessup, P.C.*,.....下, 411, 483, 619, 692, 831, 859  
*Jiul, The*,.....下, 563  
*Johnson, Hiram*,.....下, 671  
*Johnston, J.C.*,.....上, 688  
*Jomini, Bn H.*,.....上, 68; 下, 774  
*Jonge Margaretha, The*,.....下, 334  
*Jus disponendi*,.....上, 305; 下, 534  
 — *postliminii* .....上, 726, 784; 下, 965  
 火液.....上, 572  
 海軍陸戰隊.....上, 382  
 海軍力砲擊條約.....上, 610, 623, 767, 872, 881 以下, 901; 下, 52 以下, 59 以下, 92  
 海門號 (*The Haimun*)... 下, 86-7  
*Kaipara, The*,.....下, 570, 573  
 海戰捕獲權制限條約.....上, 414; 下, 251 以下, 441, 521-2  
 海戰中立權利義務條約.....上, 92; 下, 412, 521, 539, 646, 679, 684, 686, 700, 755 以下, 883  
 開戰時敵商船取扱條約 ... 上, 254; 下, 221 以下, 244  
 英國の本條約脫退.....下, 250  
 開戦に関する條約 .....上, 102-3, 130, 197, 203 以下, 219, 221  
*Kaisserie, The*,.....下, 136  
 海底電線.....下, 72 以下  
 海賊... 下, 16, 17, 93, 114, 115, 135, 202, 748, 764  
 海上捕獲.....下, 577  
 海上捕獲事件調査會(帝國)... 下, 10  
 海上の意義.....下, 226, 266  
 海上中立條約 (*Habara* を見よ)  
*Kankakee, The*,.....上, 285  
 韓國併合.....下, 970, 973  
 感染主義(禁制品の)... 下, 376 以下  
 間諜.....上, 341, 393, 400, 654 以下  
 家屋稅仲裁裁判事件... 上, 60, 175  
*Karimata, The*,.....下, 368  
*Katwyk, The*,.....下, 368  
*Kearsage, The*,.....下, 815  
*Keeley, J.K.*,.....上, 235  
 輕氣球宣言(1899).....上, 348, 828 以下, 879  
 經濟戰省(英國).....下, 493  
 繼續航海主義.....下, 344, 377, 394 以下  
*Kellogg, F.B.*,.....上, 185 以下  
*Kellogg-Briand 條約*(不戰條約を見よ)  
*Kent, Chanc.*,.....上, 322-3  
*Kent, The*,.....下, 499, 757  
*Kephallonia, The*,.....下, 381  
*Kiel 運河*.....下, 643  
*Kiew, The*,.....下, 331  
 基本權(國家の).....上, 101, 119  
 奇計.....上, 269, 578, 624 以下, 859; 下, 94-6  
*Kim, The*,.....上, 371; 下, 330, 403, 585

- 緊急避難.....上, 123  
 木下周一.....上, 79  
 機雷敷設條約.....下, 31 以下, 92, 173 以下  
*Kirkoswald, The*,.....下, 553  
*Kitchener 將軍* .....上, 546, 554, 569, 820  
*Kleen, R.*  
 非中立的役務.....下, 436-7  
 非常收用.....上, 794, 800  
 戰時禁制品.....下, 367  
 中立法規案.....下, 322  
 中立領土及領水.....下, 803  
 中立船破壞.....下, 534  
 中立船籍入籍.....上, 794  
 中立人の義務.....下, 711, 741  
*Klüber, J.L.*,.....上, 16, 47; 下, 692  
*Knight, W.S.M.*.....上, 11  
*Knight Commander, The*, .....下, 536  
*Knox, P.C.*,.....下, 969  
*Kohler, Prof. J.*,.....上, 336  
 國旗の僞用.....上, 578; 下, 95, 477  
 黑海の中立法.....下, 641  
 國際電氣通信條約.....下, 700  
 國際道德.....上, 96, 171, 196, 662  
 國際捕獲審檢所案.....上, 36 以下; 下, 171, 204, 322, 598, 755, 784  
 國際法の學派.....上, 74  
 ————の成典化.....上, 30, 40 以下, 49, 361; 下, 855  
 國際法成典會議.....下, 752, 802  
 國際紛争平和的處理條約 .....上, 34, 141, 171 以下  
 國際航空條約 ... 上, 840-3, 851-4, 862  
 國際無線電信條約.....下, 697-9  
 國際禮讓.....下, 505, 812, 816, 818  
 國際聯盟  
 軍縮委員會.....上, 598  
 司法的解決.....上, 181  
 中立との關係.....下, 629  
 國際聯盟規約  
 10條.....上, 115  
 11條.....上, 180; 下, 630  
 12條.....上, 126, 180  
 13條.....上, 180 以下  
 15條.....上, 180 以下  
 16條.....上, 187; 下, 630 以下  
 17條.....上, 185; 下, 633  
 國際赤十字委員會 ... 上, 404, 406, 491  
 國際司法裁判所 .....上, 176; 下, 632, 651  
 國際審查委員會.....上, 172, 174  
 國際運河.....下, 642 以下  
 國際輿論.....上, 110, 119  
 小村壽太郎.....下, 766  
*Köningen, The*,.....下, 224  
*Köningin Emma, The*,... 下, 466  
*Köningen Luise, The*,.....下, 43  
*Köningen Regentes, The*,... 下, 267  
 黃浦江.....下, 263  
 攻撃の語.....上, 609  
 降伏及降伏規約... 上, 682, 685 以下  
 攻圍と封鎖の異同... 上, 607; 下, 145  
 荒壞.....上, 638

- 港内の意義……下, 226  
 廣南號(Qを見よ)  
 交戦團體……上, 27, 81-2, 100, 127, 364  
 交戦法則……上, 131, 343, 634  
 交戦權……上, 126, 129, 130, 171, 193, 220-1; 下, 622  
 交戦者 ……上, 363以下; 下, 131, 137, 204, 207, 277  
 交戦者權 ……上, 101, 212, 223, 646; 下, 14, 21, 188, 283, 294, 319, 412, 456, 463, 465, 467, 494, 503, 512-3, 551-2, 652, 655, 674, 815, 957  
 交戦状態成立通告……上, 136, 200  
 孔子……上, 5  
 高陞號事件……上, 56; 下, 142, 445  
 膠州灣……下, 185  
 講和談判及條約……下, 943以下  
*Korietz, The*, ……下, 142, 878  
 九龍號……(The *Kow-loon*)……下, 937  
*Kosmos* 汽船會社……上, 803; 下, 879  
*Kriege, Dr.*, ……下, 265, 712  
*Kriegsgebiet* (戰域を見よ)  
*Kriegsraison*……上, 48, 355, 634, 733  
*Kronprinz Wilhelm, The*, ……下, 29, 877  
*Kronprinzessin Cecile, The*, ……上, 307; 下, 225, 244  
*Kronprinzessin Victoria, The*, ……下, 330  
 九國條約……下, 634  
 栗塚省吾……上, 89  
 空戦法規會議(1923)……上, 844以下; 下, 172  
 空戦法規案(1923)  
 爆撃……上, 868以下  
 外部標識……上, 855以下; 下, 96  
 軍艦搭載航空機……下, 885  
 間諜……上, 662  
 航空機の定義及種類……上, 851以下  
 交戦者及俘虜 ……上, 376, 401, 416; 下, 690  
 臨檢搜索及拿捕……下, 418  
 敵機及中立機の處置 ……上, 416, 758  
 徵發……上, 878  
 中立國との權利義務……下, 880以下  
 嚮導……上, 582以下, 732以下  
 共同海損……下, 503, 563  
 強力抵抗の意義……下, 495-8  
 強襲の意義……上, 620  
 居中調停……上, 173以下  
 休戦規約  
 米西戰役……下, 913, 929  
 普佛戰役……下, 922, 931, 936  
 日清戰役…下, 908, 916, 936, 945  
 日露戰役…下, 915, 917, 930, 936  
 第一次大戰……上, 680; 下, 920, 922-3, 933, 937  
 第二次大戰……上, 715; 下, 912  
 上海事變……下, 909  
 蘇露・芬蘭間……下, 915  
 泰・佛印間……下, 915

- Kyzicos, The*, ……上, 306; 下, 381  
*Lainé, Prof.*, ……下, 75  
*Langsdorff* 大佐……下, 846  
*Lansdowne*……下, 349  
*Lansing, R.*  
 非中立的役務……下, 454  
 國旗移轉……上, 294  
 ルンタニア事件……下, 103, 668  
 中立 ……上, 294; 下, 618, 668, 744  
 郵便信書……下, 274  
*Latifi, A.*  
 海軍力陸上砲撃……下, 56  
 占領……上, 700, 724  
 私有財産(陸上)……上, 319以下, 753  
 ——(海上)……下, 263  
 取立金目的の砲撃……下, 56  
*Lawrence, T. J.*  
 暗殺……上, 558  
 便衣隊……上, 636  
 軍使……上, 672, 677  
 被拿捕船奪回……下, 520  
 非常收用……上, 792, 800  
 俘虜……上, 419  
 封鎖……下, 166, 195  
 機雷公海敷設……下, 38, 41  
 嚮導……上, 734  
 休戦……下, 927  
 日露戰役……上, 53  
 の履歴……上, 58  
 連坐罰……上, 825  
 作戰基地……下, 775  
 戰因……上, 110  
 戰場所在財産……上, 636  
 私艦……下, 17  
 私有財産……下, 534  
 傷病者救護……上, 496  
 長距離封鎖……下, 195  
 中立國權利義務……下, 677  
 中立船破壊……下, 533  
 中立人の應償……下, 740  
 條約の效力……上, 228  
*Lawrence, W.B.*, ……上, 65, 67  
*Lee, R.E.*, ……上, 12  
*Leibnitz, G. W. v.*, ……上, 20  
*Leif Gunderson, The*, ……下, 442  
*Leonardo da Vinci* 協會……上, 920  
*Leonilda, The*, ……上, 274; 下, 225  
*Leonora, The*, ……上, 253; 下, 188, 284-5  
*Lesnik, The*, ……下, 225  
*Lestris, The*, ……上, 306  
*Leucade, The*, ……下, 533  
*Leviathan*……上, 14, 17  
*Levinstein, Dr.*, ……上, 593  
*Lewisite gas*……上, 589  
*Lieber, F.*, ……上, 32, 41, 352 (U.S.A. をも見よ)  
*Liebeth Betty, The*, ……下, 558  
*Lief Gundersen, The*, ……下, 442  
*Limpus, L.M.*, ……上, 339  
*Lincluden, The*, ……下, 374  
*Lincoln, A.*, ……上, 27  
*Lindley, Lord*, ……上, 257  
*Linois, Le*, ……上, 85  
*Litvinov, M.*, ……上, 603

- Liverpool, The*, ..... 下, 480  
 Locarno 協定.....上, 189  
 Lodge, H.C., .....上, 294  
 倫敦爆擊(1940).....上, 904  
 倫敦海軍議定書(1936).....下, 125  
 倫敦海軍條約(1930).....下, 4, 92,  
 110以下, 118以下, 180, 463, 550  
 倫敦海戰法規會議.....上, 36-9, 279,  
 295; 下, 144, 171, 323, 378, 382,  
 385, 399, 504, 539, 612  
 倫敦宣言  
 前文及總則.....上, 39; 下, 2, 3  
 1條.....下, 146  
 2-3條.....下, 165, 171, 299  
 4-5條.....上, 159; 下, 182  
 8-9條.....上, 160; 下, 299  
 10-11條.....下, 155-6  
 12-13條.....下, 181  
 14-16條.....下, 152, 177, 158,  
 160, 161, 299  
 17條.....下, 304  
 18-19條.....下, 148, 150, 313, 315  
 20-21條.....下, 177, 304, 308  
 22-23條.....下, 321, 323-4  
 24條.....下, 324-5  
 25條.....下, 324  
 27-28條.....下, 324, 347, 350  
 29條.....上, 802; 下, 326  
 30條.....下, 323, 327, 332-3, 399  
 31-32條.....下, 330, 336, 343  
 33-34條.....下, 338, 343  
 35-36條.....下, 336, 400, 407  
 37條.....下, 361, 468  
 38-39條.....下, 364-5  
 40條.....下, 377, 386  
 41-44條.....下, 367, 372, 379, 388,  
 546  
 45-46條.....上, 268; 下, 86, 431,  
 433, 438, 440, 442-4, 700  
 47條.....下, 141, 440, 449, 450, 526  
 48-49條.....下, 390, 432, 530, 540,  
 549, 565  
 50條.....下, 200, 541-2  
 51-53條.....下, 392, 544, 566, 571  
 54條.....下, 391, 545  
 55-56條.....上, 283以下  
 57條.....上, 266, 273, 277  
 58條.....上, 237, 295  
 59-60條.....上, 298, 303  
 61-62條.....下, 505-7  
 63條.....上, 258; 下, 473, 499, 502  
 64條.....下, 375, 555  
 66條.....下, 2  
 倫敦宣言の死文化.....下, 314  
*Lord Alvaerstone, The*, ..... 下,  
 897  
 Lorimer, J., .....上, 74  
 Louis 十四世.....下, 209  
*Louisiana, The*, ..... 下, 344, 354  
 Louvain の破壊(1914).....上, 924  
 Lowell, A.L., .....上, 695  
 Lucchesi-Palli.....下, 147  
*Luna, The*, ..... 下, 559  
 Lushington, Dr., ..... 下, 150  
*Lusitania, The*, .....上, 269; 下,  
 97, 100以下, 116, 287, 668  
*Lützow, The*, ..... 下, 236, 612  
 Luxemburg.....下, 637, 640-1

- Lyon, Sir E., ..... 下, 813  
 Macdonald, R., .....上, 116  
 Macdonell, Sir J., ..... 下, 106  
 Macdonogh, Sir G., .....上, 807  
 Mackenzie, W.L., ..... 下, 762  
 Macpherson 軍醫大佐.....上, 511  
*Madonna del B., The*, ..... 下, 555  
 Magellan 海峡及申立化.....下, 504,  
 642  
 Magna Carta.....上, 139, 321  
*Mahrousseh, The*, ..... 下, 532  
*Malacca, The*, ..... 下, 333  
*Manchuria, The*, ..... 下, 233  
*Mandjur, The*, ..... 下, 831, 893  
 Manning, W.T., ..... 下, 662, 693  
*Manningtry, The*, .....上, 302  
*Manouba, The*, ..... 下, 448, 471  
 Marcy, W.L., ..... 下, 213  
*Margaret, The*, ..... 下, 362  
*Margueritte, The*, ..... 下, 220, 226  
*Maria, The*, (1799) .....上, 45;  
 下, 600  
*Maria, The* (1914).....下, 341  
*Maria Leonhardt, The*, ..... 下, 243  
*Marié Glaeser, The*, ..... 下, 238,  
 552  
*Marienbad, The*, ..... 下, 553  
*Marquis Bacquehem, The*, .....  
 上, 254  
 Marschall, Bn., ..... 下, 39  
 Marsden, R.G., ..... 下, 587  
 Marshall, C.J., .....上, 65, 251; 下,  
 501  
 Martens, Bn K. v., .....上, 47, 88  
 Martens, G.F., .....上, 46  
 Martens, Prof. F., .....上, 31, 34,  
 194, 353, 390, 628, 670, 824; 下,  
 39, 58, 535  
*Martha-Bockham, The*, .....上,  
 296; 下, 246  
 Martin (丁建良).....上, 77  
 Martini, P.A., ..... 下, 419  
 Masson, Prof., .....上, 587  
 松浦前文相.....上, 113  
 馬屋原彰.....上, 79  
*Medea, The*, ..... 下, 335  
 Mediation (居中調停を見よ)  
*Michigan, The*, .....上, 260  
 Milan 令.....下, 164, 293  
 Miles, Rev., .....上, 41  
 Military area (戦域を見よ)  
 Mill, J.S., .....上, 24  
*Mineral, The*, ..... 下, 574  
*Minna, The*, ..... 下, 226  
 民兵.....上, 379以下  
 民衆軍.....上, 31, 388以下  
*Miramichi, The*, .....上, 305; 下, 219  
 箕作麟祥.....上, 79  
*Mjölner, The*, ..... 下, 345  
*Modig, The*, ..... 下, 335  
 Molen, v. d., .....上, 194; 下, 748  
 Molotov, M., .....上, 219  
 Moltke 元帥.....上, 544; 下, 687  
*Monocacy, The*, ..... 下, 835  
 Monroe 主義.....上, 178, 188-9;  
 下, 166, 653  
*Montara, The*, ..... 下, 959, 963

- Montenegro.....上, 156, 161, 834;  
下, 185, 238
- Montmorency, J.E.G.,.....上, 839
- Montreux 條約(1936).....下, 884
- Moore, J.B.  
害敵手段.....上, 567  
封鎖.....上, 167; 下, 166, 184  
俘虜.....上, 415  
戦の分類.....上, 138  
空戦.....上, 851 以下, 908 以下;  
下, 894  
臨検搜索.....下, 482  
占領.....上, 747  
戦場所在財産.....上, 644  
私有財産....., 319上, 751  
自然的戦戦.....下, 967  
中立人の義務.....下, 711, 743  
條約の效力.....下, 953
- 孟子.....上, 6, 111
- Moravia, The,.....上, 308; 下, 554
- Moses の法典.....上, 5
- 本野一郎.....上, 60, 90, 92
- Möwe, The,.....下, 227, 794
- Mukden, The,.....下, 768
- Mukhbir-i-Sürur, The, ... 下, 258
- Mustard gas.....上, 589 以下
- Myrza Blamberg, The, ... 下, 554
- 中村進午.....上, 91
- 南阿戦役  
便衣隊.....上, 636  
俘虜.....上, 566  
荒壊.....上, 638-9  
交戦者.....上, 393
- 占領.....上, 696, 703
- 南北戦役  
爆発性發射物の創用.....上, 548  
米艦の英國旗僞用.....上, 269  
毒物使用.....上, 554  
被拿捕船の處置.....下, 536  
非中立的役務.....下, 436, 450  
俘虜.....上, 401  
封鎖.....下, 149, 154, 312  
機雷.....下, 31  
降伏規約及講和條約.....上, 688  
港の閉鎖.....下, 30, 173, 821  
の原因.....上, 27  
戦時禁制品.....下, 337  
私艦.....下, 19  
敵財産沒收.....上, 318, 321, 750  
中立人の軍需品供給 ... 下, 710,  
773  
遊撃戦術.....上, 388
- Nancy, The,.....下, 435
- ナポレオン一世及同戦役 .....上,  
7, 45, 314, 320, 557, 650, 670, 772,  
784, 794, 823, 828; 下, 18, 163,  
214, 286, 312-3, 350, 370, 502,  
536, 602, 628
- ナポレオン三世.....上, 309, 338, 413,  
498, 720; 下, 591, 630, 761, 961
- 橋崎敏雄氏.....下, 61
- Narrovian, The,.....下, 350
- Nashville, The,.....下, 829
- Nathan, M.,.....下, 602
- Navicert system ... 下, 191, 421,  
423, 429, 492
- Neboga'off 提督.....上, 689

- Nelson.....上, 45; 下, 170
- Nereide, The,.....下, 501
- Netherlands  
海外トラスト.....下, 190, 427  
中立規則(第一次大戦)... 下, 659
- Newfoundland の租借.....下, 791
- New Sweden, The,.....下, 562
- Niagara, The,.....下, 183
- Nibbio, The,.....下, 258
- Nicaragua.....下, 52
- Niemeyer, Dr.,.....下, 805
- Nieuw Amsterdam, The,.....下,  
404, 456
- Niger 河の中立化.....下, 642
- Nightingale 嬢.....下, 497
- 日本(帝國を見よ)
- Nippold, O.,.....上, 869
- 西周助.....上, 96
- 日清戦役  
第二軍發發心得.....上, 760  
俘虜宣誓解放.....上, 472  
威海衛降伏.....上, 472  
交戦状態成立日.....上, 200  
鹵獲品取扱手續.....下, 201  
宣戦.....上, 197  
帝國の國際法遵守.....上, 86  
敵人取扱.....上, 311
- 日獨戦役(1914)  
獨塊人俘虜.....上, 424, 446  
獨船拿捕免除勅令... 下, 235, 246  
軍艦高千穂遭難.....下, 767  
非交戦者及その避難.....上, 681  
膠州灣封鎖.....下, 185  
最後通牒.....上, 208
- 青島開城規約.....上, 689
- 日英同盟.....上, 115
- 日露戦役  
便衣隊.....上, 397  
外國新聞通信員俘虜.....上, 411  
軍律.....上, 820  
軍使.....上, 673  
捕獲審檢.....下, 595  
俘虜交換問題.....上, 478  
——處罰法.....上, 477  
——取扱.....上, 424, 428, 444以  
下, 503  
機雷の公海敷設.....下, 37  
交戦状態成立日.....上, 301, 200  
無線電信.....下, 85, 697  
日進春日の讓受.....下, 791  
露軍のダムダム使用.....上, 570  
——指揮官の違法命令... 上, 626  
露兵俘虜數.....上, 424  
——の乞降方法.....上, 562  
露艦隊の佛領港灣利用 ..... 下,  
775, 836  
露商船拿捕免除勅令.....下, 246  
露探.....上, 662  
旅順開城... 上, 142, 473, 519, 689  
——口閉塞.....下, 30, 174  
遼東半島封鎖.....下, 154  
赤十字表示建物の砲撃... 上, 350  
戦利品規則.....下, 201  
宣戦.....上, 197  
戦時禁制品.....下, 350-1  
帝國の國際法遵守.....上, 86  
敵人取扱.....上, 311  
中立人の軍需品供給.....下, 710

- 日露戦役(續)  
横川及沖兩志士 ……上, 398, 400, 657  
乃木希典 ……上, 673, 690  
“Non-Belligerent”(非交戦國を見よ)  
*Noordam*, The, ……下, 267, 405, 428  
*Noord-Brabant*, The, ……下, 877  
*Noordster*, The, ……下, 257  
North Sea 事件 ……上, 174  
*Novik*, The, ……下, 873  
Nye-Clark 案 ……下, 666  
Nys, E., ……上, 64
- Oceania*, The, ……下, 130  
*Odessa*, The, ……下, 552, 579, 612  
*Oldhamia*, The, ……下, 536  
Omdurman の役 ……上, 569  
大隈重信 ……上, 78  
汪兆銘 ……上, 159  
大山巖 ……上, 760  
*Ophelia*, The, ……下, 137  
Oppenheim, L. F. L.  
米國の中立法則 ……下, 650  
英國陸戦法規 ……上, 358  
害敵手段 ……上, 563-5  
護照 ……上, 747  
軍律 ……上, 826  
軍事的の動作と準備 ……上, 583, 738  
Hall の國際法論批評 ……上, 52  
平時封鎖 ……上, 162  
人質 ……上, 743以下
- 非中立的役務… 下, 434, 438, 467  
非常收用 ……上, 793, 801  
捕獲審檢… 下, 578, 584, 601, 963  
砲撃 ……上, 621; 下, 55  
報復 ……上, 152  
俘虜 ……上, 377, 485, 565  
封鎖 ……下, 166  
海底電線 ……下, 80  
海上捕獲 ……下, 260  
間諜 ……上, 166  
奇計 ……上, 627  
國家の基本權 ……上, 101  
國旗移轉 ……上, 278  
國際法の分派 ……上, 77  
——の淵源 ……上, 3  
降伏 ……上, 684  
交戦國航空機乗員救助 ……下, 896-8  
交戦状態成立 ……上, 133  
港前機雷敷設 ……下, 63  
空戦 ……上, 878, 925, 932  
休戦 ……下, 927, 927, 938, 941  
の國際法論に對する批評 ……上, 57  
の履歴 ……上, 56-7  
臨檢搜索 ……下, 467, 488, 495-6, 499  
掠奪 ……上, 651  
先買權 ……下, 373  
戦利品 ……上, 651, 754  
戦律犯 ……上, 813  
占領 ……上, 697, 700, 701, 711, 732, 738, 740, 747  
宣戦 ……上, 133, 192

- Oppenheim (續)  
戦時禁制品 ……下, 346  
私有財産 ……上, 632, 757  
自然法 ……上, 77  
傷病者救護 ……上, 498, 516  
償贖金 ……下, 519  
敵兵降伏の意思表示 ……上, 563  
敵國元首 ……上, 377  
敵人訴訟能力 ……上, 332以下  
取立金目的の砲撃 ……下, 55  
徵發課役及取立金 ……上, 766, 772; 上, 55  
中立領土: ……下, 687, 693, 695  
——の竄入兵留置 ……下, 716, 861  
中立領水 ……下, 761, 769, 789, 802, 810, 820, 872  
中立人の權利義務 ……下, 740-3, 746  
在留敵人取扱 ……上, 314  
條約の效力 ……下, 953  
*Oriental*, The, ……上, 224  
*Orion*, The, ……上, 292  
*Orita*, The, ……下, 268  
*Ortolan*, The, ……上, 694; 下, 379, 384  
*Oscar*, The, ……下, 272, 368, 381, 560, 574  
*Ottilia*, The, ……下, 225  
Ottley 大佐 ……下, 174
- Pacta transitoria ……上, 230  
*Paklat*, The, ……下, 261  
*Palm Branch*, The, ……上, 307
- Palmer, Sir R., ……下, 772  
Palmerston ……上, 151, 587  
*Panaghia Rhomba*, The, ……下, 308  
Panama  
の獨立宣言(1939) ……下, 510  
の國籍の船を抑留 ……上, 121  
運河 ……上, 198, 851; 下, 14, 642-4, 836, 859  
汎米會議  
安全水帯 ……下, 653  
毒瓦斯 ……上, 957  
中立權利義務 ……上, 724  
條約の效力 ……上, 235  
*Papelera*, The, ……下, 574  
*Paquete Habana*, The, ……下, 605  
*Parchim*, The, ……下, 552  
巴里爆撃(1940) ……上, 903  
——講和會議(1919) ……下, 948  
——宣言(1856) ……上, 26; 下, 1, 19, 25, 92, 164, 212, 616  
——と封鎖 ……下, 303  
——と私艦廢止 ……下, 18, 25, 202  
——と敵貨保護 ……上, 277, 295, 200-1, 219, 298, 380, 500, 503, 570  
——と中立貨保護 ……下, 200-1, 286, 298, 379, 380, 569, 571, 574  
巴里條約(1856) ……上, 173  
Parker (米判事) ……下, 20  
Parker, Lord, ……上, 794, 796; 下, 329, 345, 354, 601, 604

- Parkes Sir, H.,.....上, 78, 82  
 Parlementaire.....上, 669  
*Pass of Balmaha*, The,.....上, 291  
 Passport (護照を見よ)  
*Patrie*, La,.....上, 830  
 Patrol system (哨戒制を見よ)  
 Paxo 島の中立化.....下, 642  
 北京英佛軍侵入(1860).....上, 648  
*Pellworm*, The,.....下, 515, 565, 760, 770, 784  
 Peninsular War.....上, 773  
 Perels, F.,.....上, 801; 下, 535, 959  
*Perkero*, The, .....下, 238  
 Petain, H.,.....下, 912  
*Peterhoff*, The,.....下, 318, 605  
*Petersburg*, The,.....下, 13  
*Petrolite*, The,.....上, 803  
 Phillimore, G.G.,.....上, 50  
 Phillimore, J.,.....上, 49  
 Phillimore, Sir R.,.....上, 49; 下, 293  
   非常收用.....上, 801  
   報復.....下, 293  
   私有財産.....上, 319, 322  
   中立人の義務.....下, 711, 740  
   條約の效力.....下, 952  
 Phillipson, C.  
   害敵手段.....上, 573  
   人質.....上, 742以下  
   捕獲審檢.....下, 584  
   俘虜.....上, 426  
   嚮導.....上, 734  
   占領.....上, 742  
   自然法.....上, 17  
*Phoenix*, The,.....上, 302  
 Piepenbrink 事件.....下, 452  
 Pilcher 將軍.....上, 49  
 Pillet, A., .....上, 63, 410, 412, 457, 471, 737, 816  
 Pitt, W.,.....上, 45  
 Pittman 中立法決議案.....下, 670  
 Poland  
   獨軍占領地 (第二次大戦) .....上, 712  
   の Vilna 占領(1922).....上, 139  
   事實的滅亡.....下, 972  
 Politis, N.,.....下, 621, 625  
*Polzeath*, The,.....上, 258  
*Pomona*, The, .....下, 345  
*Pontoporos*, The,.....下, 434  
 Poortugael 將軍.....上, 30, 354  
*Porter v. Freudenberg* .....上, 244, 337  
*Portland*, The,.....上, 302  
*Porto*, The,.....下, 239, 245  
 Portsmouth 講和會議及條約.....上, 461; 下, 915, 917, 945  
 Pradier-Fodéré.....上, 488; 下, 933  
*Primavera*, The, .....下, 224  
*Primula*, The,.....下, 227  
*Princesse Marie*, The,.....下, 536  
*Prins Hendrick*, The,.....下, 267  
*Prinz Adalbert*, The,.....下, 255, 244  
*Prinz Eitel Friedrich*, The,.....下, 29, 877  
*Prosper*, The,.....下, 242, 770  
*Proton*, The,.....下, 444

- Pruyn, R.H.,.....上, 79  
 Pufendorf, S. v.,.....上, 16-8, 750  
 Pyke, H.R.,.....下, 602  
 Pyrenees 條約(1659).....上, 309; 下, 209, 474  
  
*Quang-nam*, The, (廣南號).....下, 445  
  
*Ramazan*, The,.....下, 897  
*Ranpura*, The,.....下, 470  
 Ransom .....上, 468; 下, 68, 519  
*Rannweig*, The,.....下, 384, 938, 963  
*Rapid*, The,.....下, 442  
 Reading, Lord,.....上, 244  
*Rebecca*, The,.....下, 445  
 Rebus sic stantibus.....上, 213, 220  
*Recovery*, The,.....下, 600  
 Rehm, Prof.,.....下, 102  
*Remonstrant*, The,.....下, 556  
 Renault, L.  
   米國陸戰訓令評.....上, 352  
   拿捕物件の中立港引致 .....上, 860, 870  
   海底電線保護.....下, 73, 75  
   の履歴.....上, 59  
   赤十字條約.....上, 515; 下, 140  
   連帶條項... 上, 402, 416, 495, 536, 571, 597, 606, 832, 854; 下, 238, 270, 648, 794  
   連坐罰 .....上, 297, 441, 447, 483, 716, 776, 823以下  
 Reprisals (報復を見よ)  
*Reserv*, The,.....下, 805  
*Reshitelni* (又は *Ryeshitelni*), The,.....下, 766  
 Respondentia bond.....下, 551  
 Rheim の砲撃.....上, 924  
*Rhein*, The,.....上, 85  
 Ribbentrop, Herr,.... 上, 215, 218  
 Richards, Sir H.E.,.....下, 106  
 Rienow, R.,.....上, 271  
*Rijn*, The,.....下, 373  
*Rijndam*, The,.....下, 266  
 陸戦法規慣例條約  
   前文..... 上, 350, 390, 577, 640, 846  
   違反行為の損害賠償... 上, 356, 652; 下, 965  
   連帶條項.....上, 402, 495  
   陸戦規則の發令.....下, 690  
 陸戦法規慣例規則  
   害敵手段.....上, 382, 545, 551以下, 580, 585, 590, 623, 630  
   軍使.....上, 668以下  
   俘虜.....上, 410, 418, 431, 439, 443, 445以下, 755, 964  
   海底電線.....下, 76, 83  
   間諜.....上, 655以下  
   降伏規約.....上, 682, 687  
   攻圍及砲撃... 上, 331, 606以下, 619, 831以下, 880, 917, 921, 926; 下, 61, 71  
   交戦者...上, 364, 379, 391; 下, 690  
   休戦...上, 682; 下, 916, 921, 924, 926, 934, 940  
   掠奪.....上, 649,

- 陸戦法規慣例規則(續)  
 占領.....上, 693, 705, 722, 728,  
 730以下, 746, 755, 761, 775,  
 778以下, 811以下  
 私有財産押收.....下, 76  
 傷病者.....上, 500  
 陸戦中立權利義務條約.....下, 85,  
 638, 646, 667, 683, 689以下, 699  
 以下, 742以下, 894  
*Ringendo Jacob*, The,.....下, 383  
*Risley, J. S.*,.....上, 617  
*Rivier, A.*,.....上, 319, 345, 801;  
 下, 535, 694, 959  
*Roberts* 元帥.....上, 638  
*Robin Moor*, The,.....下, 547  
 鹵獲の意義.....上, 651, 754; 下, 199  
*Rolin-Jaquemyns, E.*,.....上, 41, 53  
*Rolla*, The,.....下, 150  
*Romberg, E.*,.....上, 448  
*Roosevelt, F.D.*,.....下, 669, 792,  
 842, 945  
*Roosevelt, Theo.*,.....下, 842  
 老子.....上, 6  
*Root, E.*,.....上, 294; 下, 643  
*Rosita*, The,.....上, 272; 下, 439  
*Rosse, Capt.*,.....下, 7  
*Rothersand*, The,.....上, 256, 285  
 露土戰役.....上, 32, 357, 384, 488,  
 529, 670; 下, 51, 821, 928  
*Rousseau*.....上, 14, 293, 318, 369  
*Roxburgh, R.F.*,.....上, 57, 317;  
 下, 939  
*Royse, M.W.*,.....上, 876  
*Rules of War of 1756*.....上, 24;  
 下, 310-1, 394  
*Russell, Sir C.*,.....下, 439 -  
 露西亞(蘇露國をも見よ)  
 義勇艦隊.....下, 13, 23  
 捕獲審檢制.....下, 582, 609  
 海戦及捕獲法規.....下, 220, 535,  
 769  
 陸戦法規.....上, 352  
 領水.....下, 751  
 戰時禁制品目.....下, 350  
 在留邦人取扱(日露戰役).....  
 上, 312  
*Rutherford, T.*,.....上, 18  
 領水.....上, 84; 下, 94, 747以下  
 ——彈着距離說.....上, 19; 下, 749  
 以下  
*Sacramento*, The,.....下, 862  
 佐渡丸(日露戰役).....下, 541  
 Safe-conduct } (護照を見よ)  
 Safe-guard }  
 西貢丸.....下, 276  
 最後通牒.....上, 103, 204  
 最惠國條款.....下, 973  
*St. Croix*, The,.....下, 311  
*St. Germain* 條約.....上, 705, 969  
*St. Kilda*, The,.....下, 536  
 聖彼得堡宣言.....上, 30, 347, 544,  
 548, 576, 589; 下, 92  
*St. Tudno*, The,.....上, 259  
 坂本俊篤.....上, 92-3; 下, 10  
 作戰行動及基地の意義.....上, 581  
 以下; 下, 771以下  
*Salerno*, The,.....下, 334

- Salvage (救難を見よ)  
 三國同盟(1879).....下, 624  
*Sangketersburg*, The,.....下, 13  
*San José*, The,.....下, 334  
*San Nicolo*, The,.....下, 159  
*San Stefano* 條約.....下, 928, 949  
*Santa Catharina*, The,.....下, 561  
*Santa Isabella*, The,.....下, 581  
*Santissima Trinidad*, The,.....  
 下, 711, 769  
 山陽丸.....下, 297  
 三十年戰役.....上, 7, 9, 12; 下, 209  
*Satow, Sir E.*,.....上, 47  
*Saturnia*, The,.....下, 456  
*Savage, C.*,.....下, 189, 274  
*Savigny, F.K. v.*,.....上, 47  
*Saxon Prince*, The,.....下, 557  
*Scarborough* の砲撃.....下, 62  
*Schlesien*, The,.....下, 569  
*Schmidt, Dr.*,.....上, 215  
*Scotsman*, The,.....下, 384  
*Scott, William* (Stowell を見よ)  
*Seeadler*, The,.....下, 580  
 西平號(The *Hsi-ping*).....下, 378  
 聖職.....上, 112  
 正當防衛.....上, 123-4, 513  
 赤十字條約(陸戰).....上, 27, 30, 498  
 以下, 624, 692; 下, 132-4, 143, 725  
 日英兩國の留保.....上, 539  
 赤十字條約(海戰).....上, 499; 下,  
 127以下, 443, 448, 700, 834, 877,  
 883, 895  
*Selimié*, The,.....上, 272  
 先買權.....上, 793; 下, 30以下  
 戰域.....下, 43以下, 279  
 占據.....上, 692  
 船舶書類.....上, 270; 下, 336以下,  
 362, 375, 382, 399, 440, 483以下,  
 504, 543, 558  
 戰律犯.....上, 391, 394, 400, 416,  
 426, 516, 579, 663, 964; 下, 43,  
 108, 202  
 宣誓.....上, 469以下, 410以下  
 宣戰.....上, 192以下  
 戰車.....下, 637  
 戰爭(『いくさ』を見よ)  
 戰時禁制品取締根據地.....下, 429,  
 491  
 ——補給地の意義.....下, 340  
 ——賣込の當否.....下, 409  
 戰時無線通信取締規則案.....下,  
 87以下, 700以下  
 戰陣道德.....上, 10, 543, 545, 557,  
 360, 925  
 戰場の意義.....上, 340; 下, 39  
*Seward, W.H.*,.....下, 436  
*Seyhoun*, The,.....上, 272  
 上海事變(昭和七年).....上, 575  
 ——便衣隊.....上, 398, 636  
 ——停戰協定.....下, 909, 915  
*Shenandoah*, The,.....下, 773  
*Sherman* 將軍.....上, 688; 下, 450  
*Shishan*, The,.....下, 365, 374  
*Short* 飛行中尉.....下, 734  
*Shotwell, J.T.*,.....上, 187; 下, 662  
*Sibilla*, The,.....下, 350  
*Sicily* 燐礦事件.....上, 147  
*Sieveling, Dr.*,.....上, 335



- Sigmaniner, The*, ..... 下, 247  
*Sigurd, The*, ..... 下, 559  
 司法的解決.....上, 181  
 私艦 .....上, 145, 414; 下, 16以下;  
 213, 466, 477, 483, 529  
*Silesia* 借款事件 (1752) .....上,  
 324; 下, 211, 279  
 島村速雄.....上, 62; 下, 918  
*Simla, The*, ..... 下, 272, 318  
*Simon, Sir J.*, .....上, 244, 337  
 下ノ關係約.....下, 908, 916, 945  
 支那事變  
 米國中立法.....下, 669, 670  
 便衣隊.....上, 399, 636  
 廣東爆擊.....上, 914  
 第三國人交戰參加.....下, 734-5  
 第三國人占領地復歸許否.....上,  
 747  
 ダムダム彈.....上, 575  
 毒瓦斯及毒物使用.....下, 555以  
 下, 605  
 本事變の性質.....上, 129, 137  
 封鎖.....上, 157以下  
 海軍の都市砲撃.....下, 64  
 國民政府不對手の聲明.....上, 158  
 航空諸會社.....下, 900  
 港前機雷敷設.....下, 64  
 占領.....上, 697, 707, 918  
 戰時捕獲獎勵辦法.....上, 480  
 遊擊隊.....上, 387  
 徐州大會戰.....上, 508  
 清佛事件(1883).....上, 108; 下, 349  
 侵略及侵略國.....上, 114以下; 下,  
 413, 415, 635-6
- Sir Wm. Peel, The*, ..... 下, 782  
 七年戰役.....下, 310  
 私有財產.....上, 523, 640, 649, 651,  
 749以下, 771  
 自然法.....上, 14, 16, 74, 77-8  
*Skinner, R.P.*, ..... 下, 190, 196, 422  
*Smith, F.E.* (Birkendheadを見上)  
*Smith, J.H.*, .....上, 566  
*Smolenski, The*, ..... 下, 13  
*Soci. Franco-S. des C. de L.*.....  
 上, 260  
 租界.....上, 148  
 Solferino の激戰.....上, 27, 497  
 Solidarity clause (連帶條項を見  
 上)  
*Solveig, The*, .....上, 270, 293  
 孫子.....上, 647; 下, 99  
*Sörfareren, The*, ..... 下, 373, 563  
 蘇露國  
 毒瓦斯問題.....上, 603-4  
 俘虜の勞務.....上, 458  
 間諜(刑法規定).....上, 658  
 領水範圍.....下, 748, 751  
 敵人への叛亂鼓吹.....上, 585  
*Souhl, The*, ..... 下, 938  
*Southfield, The*, .....上, 305  
*Spaight, J.M.*  
 防守地内の常人.....上, 617  
 毒瓦斯及毒物使用.....上, 554,  
 556, 588  
 害敵手段.....上, 560, 570, 583-6  
 護照.....上, 748  
 軍使.....上, 671  
 軍事的必要.....上, 634

- Spaight* (續)  
 人質.....上, 741以下  
 砲撃.....上, 617; 下, 69  
 俘虜.....上, 411, 437, 441, 473,  
 475, 486; 下, 716, 722  
 封鎖.....下, 306  
 奇計.....上, 627-9  
 交戰國航空機の抑留.....下, 889,  
 893, 897  
 空戰.....上, 835, 865以下, 872,  
 878, 889以下, 913, 925  
 嚮導.....上, 732-4  
 休戰.....下, 910, 919, 927, 934  
 押收鐵道の收益.....上, 758  
 連坐罰.....上, 824  
 掠奪.....上, 648  
 戰利品.....上, 652  
 占領及占領地.....上, 695, 748;  
 下, 935  
 宣戰.....上, 196  
 戰場所在中立人.....上, 641  
 傷病者救護.....上, 511  
 敵兵の制服着用.....上, 578  
 敵國民叛亂鼓吹.....上, 586  
 徵發及取立金.....上, 766; 下, 69
- Spain  
 内亂戰(1936-9).....上, 399, 604,  
 663; 下, 665  
 中立規則(1914).....下, 658  
 條約賠償委員會.....上, 127  
*Spee, Der Graf*, ..... 下, 654, 806,  
 844以下  
*Sperregebiet*.....下, 186  
*Spiegel, H.W.*, .....上, 146
- Spindler, A.*, ..... 下, 104-5  
*Spinoza, B.*, .....上, 14  
*Springbok, The*, ..... 下, 312, 315, 397  
*Spuma, The*, .....上, 274  
*Stanberg, H.*, .....上, 644  
*Stenger* 少將.....上, 425  
*Sterndale, Lord*, ..... 下, 784  
*Stessel* 將軍.....上, 470, 685, 690  
*Stig tad, The*, ..... 下, 282, 588  
*Stimson, H.L.*, ..... 下, 117, 662  
*Stockholm* 空戰法規案.....上, 349,  
 847, 884  
*Stockton, R.F.*, ..... 下, 6  
*Stone, W.J.*, ..... 下, 346  
*Stonewall, The*, .....上, 79-83  
*Storesand, The*, ..... 下, 568  
*Story, J.*, .....上, 65; 下, 501, 711, 770  
*Stowell, E.C.*, .....上, 669  
*Stowell, Lord*, .....上, 25, 44-6, 102,  
 305; 下, 253, 293, 310, 334, 362,  
 383, 434, 445, 501, 517, 533, 555,  
 585, 600, 602, 612, 759, 783  
*Strupp, Dr. K.*, .....上, 516  
*Struve, The, M.*, ..... 下, 937  
*Success, The*, ..... 下, 150  
*Südmark, The*, ..... 下, 516, 562, 863  
*Suez* 運河.....下, 244, 642-4, 836, 859  
 ——條約.....下, 859  
 杉村陽太郎.....上, 881  
*Sumner, Lord*, ..... 下, 243, 562  
 瑞典の戰時取引法(1916).....下, 329  
 瑞西の中立化.....下, 631, 641, 661  
*Swiss N. Co. v. Miller*.....上, 262  
*Sydland, The*, ..... 下, 404

*Sydney, The*, ..... 下, 735  
*Sylvania, The*, ..... 下, 383  
 哨戒制 (U.S.A. を見よ)  
 商船軍艦變更條約 ..... 下, 24以下  
 商船の武裝 ..... 下, 100 以下, 122, 496-7  
 商船の意義 ..... 下, 20, 120, 222  
 償贖金 (Ransom を見よ)  
 出港恩惠期間 ..... 下, 228  
 周旋 ..... 上, 172以下  
  
*Tacoma, The*, ..... 下, 382  
 高橋作衛 ..... 上, 86; 下, 154, 801  
 財部彪大將 ..... 下, 117  
 Talbot, Dr. H., ..... 上, 605  
 Talleyrand, C.M. de, ..... 上, 557  
 谷正之氏 ..... 上, 316  
 田岡良一博士 ..... 上, 881  
 Taracouzio, T.A., ..... 上, 585, 740  
 建部遜吾博士 ..... 上, 113  
 立作太郎博士 ..... 上, 56, 90, 93, 105.  
   Gibbon 事件 ..... 下, 735  
   群民蜂起 ..... 上, 389  
   交戦状態成立 ..... 上, 105  
   空爆豫告 ..... 下, 925  
   内亂 ..... 上, 127  
   占領 ..... 上, 702  
   とホルランド ..... 上, 56  
   自衛權 ..... 上, 122  
 Taylor, H.  
   人質 ..... 上, 744  
   封鎖 ..... 下, 154  
   中立 ..... 下, 859  
   停戦(休戦を見よ)

帝國(日本)  
   軍艦外務令 ..... 下, 13, 115, 458, 822-3  
   軍機保護法 ..... 上, 655  
   捕獲規程(明治廿七年) ..... 下, 595  
   捕獲審檢制 ..... 下, 576, 595, 609, 614  
   法例 ..... 下, 614  
   俘虜處罰法 ..... 上, 445, 447, 476  
   海上捕獲規程(明治卅七年)  
     3 條 ..... 上, 297  
     6 條 ..... 上, 278  
     33條 ..... 下, 504  
     35條 ..... 下, 260  
     43-44條 ..... 下, 376-7, 382  
     48條 ..... 下, 499  
     52條 ..... 下, 476  
   海上捕獲事件調査會 ..... 下, 10  
   海戦法規(大正三年)  
     1 條 ..... 下, 12, 146, 609  
     2-3條 ..... 下, 94  
     4-5條 ..... 下, 219  
     6 條 ..... 上, 276; 下, 11  
     7-8條 ..... 下, 62  
     11-14條 ..... 下, 77  
     15-16條 ..... 下, 26  
     17-18條 ..... 上, 383  
     19-21條 ..... 上, 238, 297, 304  
     22-23條 ..... 上, 284  
     24-29條 ..... 下, 218, 252-3  
     30-34條 ..... 下, 218  
     35-37條 ..... 上, 159; 下, 165, 182, 220, 299  
     38-39條 ..... 上, 160; 下, 153, 158, 300

海戦法規(續)  
   40-43條 ..... 下, 181, 300  
   44-45條 ..... 下, 153, 158, 160, 177  
   46-47條 ..... 下, 148, 158  
   48-50條 ..... 下, 300  
   51-53條 ..... 下, 305, 316  
   54-55條 ..... 下, 177, 325  
   56-57條 ..... 下, 325  
   58-59條 ..... 下, 333, 342  
   60-61條 ..... 下, 337, 339, 342  
   62-63條 ..... 下, 340-3, 407  
   64-66條 ..... 下, 361, 364, 468  
   67-69條 ..... 下, 369, 370  
   70-73條 ..... 下, 365, 384, 388-9, 392, 394, 546  
   74-78條 ..... 下, 87, 379, 432  
   80-84條 ..... 下, 87, 432, 449, 461, 526  
   87-94條 ..... 下, 89, 504, 508  
   95-100條 ..... 下, 500, 507  
   101-103條 ..... 下, 486, 509  
   105-107條 ..... 下, 486, 488  
   112-117條 ..... 下, 523-4  
   118-121條 ..... 下, 525-7  
   122-124條 ..... 下, 530-2, 568  
   125-126條 ..... 下, 432, 543, 546, 549, 568  
   127條 ..... 下, 112, 200, 543  
   128-129條 ..... 下, 543-4, 568  
   130-136條 ..... 下, 434, 468, 518, 545-6  
   138 140條 ..... 下, 472-3, 477, 481  
   141-143條 ..... 下, 109, 475, 477-8, 813  
   144-145條 ..... 下, 487  
   148-149條 ..... 下, 480, 489  
   152-154條 ..... 下, 515  
   155條 ..... 下, 517  
   160-161條 ..... 下, 109, 515-6  
   163條 ..... 下, 517, 525  
   165-168條 ..... 下, 527-8  
   169-173條 ..... 下, 517, 869  
   175條 ..... 下, 515  
   179-181條 ..... 下, 515  
 刑法 ..... 上, 123; 下, 737  
 航空法 ..... 上, 852, 862  
 民法 ..... 上, 839; 下, 854  
 陸海軍軍法會議 (軍法會議を見よ)  
 陸海軍刑法 ..... 上, 427, 477, 649, 656, 667, 685, 810  
 船舶法 ..... 上, 271; 下, 98  
 戦時禁制品目 ..... 下, 359  
 戦陣訓 ..... 上, 359  
 商法 ..... 下, 485, 563  
   中立法規 ..... 下, 659, 849  
 程錫康 ..... 上, 148  
 敵外人 ..... 上, 241, 468  
 敵軍幫助罪 ..... 上, 812-3  
 敵の意義 ..... 上, 237以下; 下, 284  
 敵性 ..... 上, 237以下, 372, 777  
 敵船の意義 ..... 下, 214  
 敵對行爲の意義 ..... 上, 198  
 敵人訴訟能力 ..... 上, 330以下  
*Ten Bales of Silk at P. S., The* ..... 上, 301

- Tennant, H.J.,.....上, 458  
 Tennant, J.E.,.....上, 698  
 天津租界封鎖.....上, 148  
 寺尾亨.....上, 90  
 寺内正毅.....上, 424  
*Tergesteu*, The,.....下, 230  
 Terry, H.T.,.....上, 89  
 照國丸.....下, 50  
*Tetartos*, The,.....下, 536  
 鐵條網病.....上, 481  
 Thiers, L.A.,.....下, 932, 951  
*Thirty Hogshead of Sugar*, The, .....上, 251, 302  
 Thomasius, C.,.....上, 18  
*Thor*, The,.....下, 445  
*Thorsten*, The,.....下, 805  
 Thring, H.,.....上, 357  
*Thyra*, The,.....下, 897  
 治外法權.....下, 822  
*Tinos*, The,.....下, 768  
 Tirpitz 提督.....下, 103  
 Tobin, H.J.,.....236  
 德川慶喜.....上, 80  
*Tolha*, The,.....下, 224  
*Tommi*, The,.....上, 259, 285  
 友島丸.....下, 260  
 東郷元帥.....上, 689  
 統帥權.....上, 701, 721, 810; 下, 15-6, 202  
 東條陸相.....上, 359  
 Toral 將軍.....上, 687  
 トロウル船の拿捕.....下, 263  
 Treitschke, H. v.,.....上, 384-5, 751  
*Trent*, The, .....上, 28; 下, 436, 448, 453, 813  
 Triepel, Prof.,.....下, 102  
*Triton*, The,.....下, 555  
*Trudvang*, The,.....下, 568  
 青島戰.....上, 681  
*Tubantia*, The,.....下, 272  
*Tucker v. Alexandroff*.... 下, 799  
 津田眞一郎.....上, 76  
 土耳其の『非交戰國』.....下, 626  
 Turlington, E.,.....上, 369, 750-1; 下, 19, 271, 411  
*Turul*, The,.....下, 231  
*Tuscarora*, The,.....下, 829  
 埃殼士.....上, 79  
*Twec Gebroeders*, The, .....下, 783  
 Twiss, Sir T.,.....上, 50, 238  
 中立化.....下, 623, 626, 639以下  
 中立貨物の意義.....下, 569  
 中立權.....下, 622  
 中立の性質.....上, 81-3  
 仲裁裁判 .....上, 41, 118, 172, 174 以下, 178以下, 180以下; 下, 775, 787, 848  
 仲裁司法裁判所案.....上, 175  
 徵發及取立金.....上, 524, 556, 652, 757, 759以下; 下, 204, 221, 230, 248-9, 281, 289, 325, 342  
 Ultimatum (最後通牒を見よ)  
 海の自由.....下, 44, 401, 512, 653, 663  
*Undine*, The,.....下, 223

- U.S.A. (米國)  
 米獨俘虜協約(1918).....上, 403  
 米普通商條約(1785-99).....上, 403; 下, 370  
 武器供與法(1941).....下, 672  
 Censorship Board(1917)....上, 274  
 獨立戰.....上, 322  
 外國軍服役禁止法 (1818)...下, 660, 786  
 外國船買收法案(1914)....上, 294  
 グレイタウン砲撃 (1854)...上, 643; 下, 51  
 軍機保護法.....上, 656  
 『非交戰國』.....下, 627  
 捕獲規程(1864).....上, 795  
 捕獲審檢及其の機關 ...下, 590, 604  
 海戰法規...上, 795; 下, 7, 94, 213, 263, 418, 431-2, 439, 475, 478, 487, 507, 535, 557, 579, 580, 869  
 開戰時敵商船取扱.....下, 248  
 海底電線.....下, 82  
 間諜及間諜取締法...上, 403, 656  
 國際法協會...上, 43, 694; 下, 618  
 國籍法.....下, 734  
 孤立派.....下, 662  
 Lieber 陸戰訓令...上, 446, 469, 471, 474, 544, 555, 590, 615, 620, 649, 654, 660, 673, 677, 690, 711, 732; 下, 817, 936, 940  
 燃料補給補程(1914).....下, 857  
 Newfoundland 及 Bermudas の租借.....下, 791-2  
 巴里宣言.....下, 19, 213  
 陸戰法規 (1917)....上, 352, 428, 444, 676, 676  
 領水.....下, 751  
 戰時債權決濟法.....上, 808  
 制裁派.....下, 662  
 哨戒制(1941).....下, 510以下  
 對英開戰(1812).....下, 164  
 對英艦艇讓渡(1940).....下, 791  
 對敵通商禁止法(1917)....上, 243  
 帝都空襲(昭和十七年)...上, 426  
 中立規則 (第一次大戰前)...下, 660以下, 786, 855  
 中立法(1935以降).....下, 662以下, 792  
 中立維持布告(1940).....下, 671  
 在港敵商船取扱.....下, 274  
 瓜生三寅.....上, 79  
 Uruguay 沖の英獨會戰 (1939)...下, 654, 844  
 Utrecht 條約 (1713).....上, 309  
 尉繚子.....上, 5, 367, 762  
*Valentine*, The,.....下, 862  
*Valeria*, The, ...下, 565, 770, 783  
*Valparaiso* 砲撃(1866).....下, 51  
*Variag*, The,.....下, 142, 878  
 Vattel.....上, 20-2  
 戰の原因及分類.....上, 137  
 宣戰.....上, 193-4  
 自然法.....上, 21  
 敵性及友性.....上, 368  
 取立金.....上, 773  
 中立.....下, 625, 692

- Venezelos, E., .....下, 46  
 Venezuela 事件.....上, 163, 175, 177  
 Verdun 攻防 (1916).....上, 572, 589  
 Verbeck, Dr.,.....上, 84  
 Versailles 條約 (1919)  
 85條.....上, 327  
 87條.....上, 140  
 102條.....下, 243  
 113條.....上, 327  
 171-2條.....上, 594, 603  
 214條.....上, 485; 下, 964  
 218-9條.....上, 488, 826; 下, 964  
 228條.....下, 964  
 232條.....上, 808  
 244條.....下, 81, 84  
 245條.....上, 785  
 282-288條.....上, 233  
 290-295條.....上, 233  
 296條.....上, 327-8  
 297條.....上, 328, 808  
 298條.....上, 327, 329  
 299-300條.....上, 300  
 獨逸商船處分.....下, 249  
 海底電線.....下, 81  
 國旗移轉.....上, 275  
 敵私有財産.....上, 327  
 用語及署名順.....下, 946, 947  
*Vigilantia*, The,.....上, 302  
*Virginia*, The,.....上, 293  
 Vitoria, F. de,.....上, 15, 64  
 Voigts-Rhetz 少將.....上, 455  
*Vols*, The,.....下, 274  
*Vrow Anna Catharina*, The,.....下, 783  
*Vrow Elizabeth*, The,.....上, 266  
*Vrow Margaretha*, The,.....上, 305  
*Vulcan II*, The,.....下, 257  
 Waite, M.R.,.....下, 773  
 Walewski 伯.....上, 26  
 Walker, T.A.,.....上, 56  
 害敵手段.....上, 552  
 封鎖.....下, 157, 184  
 休戰.....下, 932  
 宣戰.....上, 194, 198  
 三十年戰役.....上, 9  
*Walkure*, The,.....下, 227, 246  
 War Crime (戰律犯を見よ)  
*Ware v. Hyllon*.....上, 749  
 Warren, C.,.....下, 372, 827  
 華盛頓會議 (1921-2).....下, 14  
 ——條約及三法則(1871).....下, 21, 771, 787-9, 797-8, 840, 856  
 ——條約(1922).....上, 376, 695-7; 下, 4, 110以下, 237  
 Webster, D.,.....下, 764  
 Wehberg, H.,.....下, 534  
 Wellington, Duke of,.....上, 45  
 Westlake, J.  
 暗殺.....上, 558  
 沿海漁業船.....下, 253  
 害敵手段.....上, 566, 582  
 軍事的行動の範圍.....上, 582  
 叛逆罪.....上, 816  
 人質.....上, 745

- Westlake (續)  
 捕獲審檢.....下, 578  
 報復.....上, 143  
 俘虜.....上, 476  
 封鎖.....下, 164, 166  
 戰の定義.....上, 99  
 海底電線.....下, 75  
 間諜.....上, 666  
 國家の基本權.....上, 101  
 國際捕獲審檢制.....下, 322  
 交戦の主體.....上, 100  
 交戦者.....上, 382  
 港前機雷敷設.....下, 63  
 嚮導.....上, 734  
 休戰.....下, 927  
 倫敦宣言.....上, 39; 下, 542  
 民兵及義勇兵.....上, 380, 382  
 の履歴.....上, 53  
 臨檢搜索.....下, 469  
 債權押收.....上, 782  
 占領.....上, 720, 782  
 宣戰.....上, 196  
 戰時禁制品.....下, 340, 384  
 私艦.....下, 17  
 私有財産(海上).....下, 534  
 ——(陸上).....上, 319  
 自然法.....上, 17  
 敵性.....上, 369  
 敵人訴訟能力.....上, 334  
 中立及中立領土領水.....下, 625, 695, 820, 858  
 中立人の應續.....下, 740, 742  
 有價證券押收.....下, 782  
 Westman, C.G.,.....下, 652  
 Westphalia 條約.....上, 7, 8, 26; 下, 209, 622  
 Wheaton, H.,.....上, 3, 15, 23, 77  
 害敵手段.....上, 578  
 軍艦護送.....下, 498  
 非常收用.....上, 800  
 捕獲審檢.....下, 582  
 封鎖.....下, 146  
 戰の分類.....上, 138  
 國際法の淵源.....上, 2  
 攻圍.....下, 146  
 交戦國への艦船讓渡.....下, 795  
 の履歴.....上, 65  
 私有財産.....上, 319  
 自然法.....上, 77  
 中立の語及性質.....下, 615, 625, 687, 693  
 Whewell, W.,.....上, 12, 17, 98, 138  
 Whitlock, B.,.....上, 573  
 Wilhelm 一世.....上, 821  
 Wilhelm 二世.....上, 71, 112; 下, 681  
*Wilhelmina*, The,.....下, 350  
 Wilkes 少將.....下, 813  
 Williams, G.L.,.....下, 758  
 Williams, J.F.,.....上, 778  
 Williams, P.W.,.....上, 911  
 Wilson, G.G.,.....上, 66, 197; 下, 575  
 Wilson, T. Woodrow,.....上, 62, 294; 下, 116, 274, 352, 630, 668, 681, 949, 968-9  
*Wimbledon*, The,.....下, 643  
*Windber*, The,.....下, 452

- Winfield, P.H.,.....上, 230, 865  
 Wolff, C.F. v.,.....上, 19, 193  
*Wolff v. Oxholm*,.....上, 321, 326  
*Woodfield, The*,.....下, 897  
 Woolsey, L.H.,.....下, 311  
 Woolsey, Th.  
   捕獲審檢.....下, 574  
   報復.....上, 150  
   封鎖.....下, 166-7  
   國際法適用範圍.....上, 88  
   私艦.....下, 17  
   徵發及取立金.....上, 772  
   中立人の義務.....下, 711  
 Wrenbury, Lord,.....上, 254  
 Wright 兄弟.....上, 832  
 Wright, Q.  
   米國と中立(第二次大戰)...下,  
   635  
   捕獲審檢.....下, 602  
   不戰條約.....上, 142  
   交戦状態成立.....上, 105  
*Wyefield, The*,.....下, 382  
  
 Yachts.....下, 224  
 山田三良博士.....上, 90  
 Yap 島海底電線.....下, 82  
 Yermolow 將軍.....上, 330  
 横川沖の二志士.....上, 398, 400, 657  
 抑留(船の).....下, 369, 490, 576  
 米内前首相.....上, 113  
*Yonge Vrow Adriana, The*, ...  
   下, 311  
 傭船契約書.....下, 484  
 吉田海軍大將.....下, 495  
  
*Young Jacob & Johanna, The*,  
   .....下, 253  
 Ypres.....上, 586, 592  
 郵便  
   郵便信書の意義.....下, 276  
   信書及小包.....下, 264以下, 441  
   貯金押収.....上, 779  
 遊撃隊.....上, 386-9  
  
*Zaanstroom, The*,.....下, 607  
 財産の意義.....上, 806  
*Zambesi, The*,.....下, 445  
*Zamora, The*, .....上, 794, 802;  
   下, 597, 601  
 Zane, J.M.,.....上, 23  
 Zanzibar.....下, 583  
*Zealandia, The*,.....下, 469  
*Zee Star, The*,.....下, 533  
 Zeligowski 將軍.....上, 139  
 自衛及自衛戦.....上, 95, 118以下,  
   188 以下, 224, 559; 下, 44, 497,  
   688, 761-5  
   自衛行為の要件.....下, 764  
   自存權.....上, 124; 下, 35, 694-5  
 Zone theory .....上, 838  
 Zouch, R.,.....上, 15  
*Zuiderzee, The*,.....下, 223, 335  
 瑞茂號(*The Zuimo*).....下, 234,  
   258  
   常設仲裁裁判所.....上, 175-6  
   徐州大會戦.....上, 508  
   受任統治地.....上, 2; 下, 583  
   十字軍.....上, 496



出版會承認 150332 號



昭和十九年三月十日 印刷  
昭和十九年三月廿五日 初版發行

戰時國際法提要 下卷

●定價 拾六圓  
特別行為稅相當額 九十四錢  
合計 拾六圓九十四錢

著者 信夫 淳平

發行者 飯島 將嘉  
東京都神田區錦町一丁目十一番地

印刷者 株式會社 二葉印刷所  
東京都本郷區駒込曙町二番地  
(東京二二二)

東京都神田區錦町一丁目十一番地

發行所 照林堂書店

會員番號 一一二〇五・三  
電話神田 七〇五・二七九八  
振替口座東京 六〇一八三

配給元 日本出版配給株式會社  
東京都神田區淡路町二丁目九番地

1,000 部

329.4

SH65⑦



終